

# 第2期

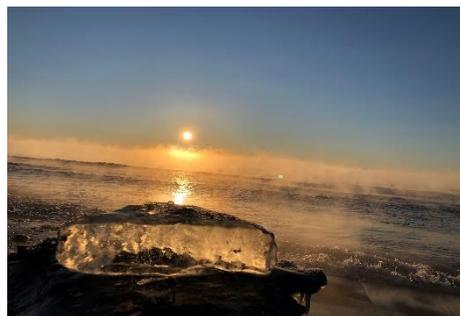
## 豊頃町地域福祉計画

### 豊頃町地域福祉実践計画

(令和5年度～令和9年度)

～「報徳のおしえ」をくらしに！～

支え合い、誰もが元気で、健やかにくらせるまちづくり



令和5年3月

## 豊頃町

### 豊頃町社会福祉協議会



# 目 次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	1
1 計画策定の背景と目的 .....	1
2 地域福祉とは .....	3
3 計画の位置づけ .....	5
4 計画の期間 .....	8
5 計画策定の体制 .....	9
<b>第2章 町の地域福祉を取り巻く現状と課題</b> .....	10
1 豊頃町の統計からみる現状 .....	10
2 住民の意識・意向と課題 .....	17
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	21
1 基本理念 .....	21
2 基本目標 .....	22
3 取組の体系 .....	23
<b>第4章 施策の展開と役割分担</b> .....	24
基本目標1 地域福祉を担う人づくり .....	24
(1) 福祉教育の推進 .....	24
(2) 福祉に携わる人材育成 .....	26
基本目標2 みんなで支え合う地域づくり .....	28
(1) 住民参加 .....	28
(2) 世代間交流 .....	31
(3) 子育て支援 .....	32
(4) 就労支援 .....	35
基本目標3 安心・安全な暮らしができる仕組みづくり .....	37
(1) 交通・移送支援 .....	37
(2) 生活支援 .....	39
(3) 災害時、緊急時支援と防犯対策 .....	41
(4) 健康・介護予防 .....	44
(5) 情報提供 .....	47
(6) 相談支援 .....	48
(7) 福祉サービスの提供 .....	51
(8) 権利擁護 .....	54
<b>第5章 計画の推進体制</b> .....	56
1 推進体制の整備と計画管理 .....	56
2 計画の普及・啓発 .....	56
3 協働による計画の推進 .....	56
4 計画の検証と見直し .....	58

## 資料編

1	地域福祉計画・地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果	1
2	地域座談会意見交換会まとめ	26
3	豊頃町地域福祉計画策定委員会設置要綱	31
4	社会福祉法人豊頃町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定規程	33
5	豊頃町地域福祉計画策定委員会委員名簿	34

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と目的

わが国全体で人口減少や少子・高齢化、核家族化、生活様式の多様化が進展する中で、「家庭や地域の“支え合い”の力（＝地域の福祉力）」の低下が顕著となり、生活困窮、ダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもり、8050問題などの複合的な課題が社会問題化しています。

これまでのような対象者ごとの縦割制度による公的な福祉サービスだけでは対応が困難な新たな課題が表出しており、令和2年に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、この法律により、介護、障がい、子ども、困窮など、これまで分野ごとに縦割りとなっていた相談支援体制を、本人・世帯の属性にかかわらず、丸ごと受け止め一体的に対応する相談支援体制への転換を図っていくことが重要となっています。

子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で暮らし続けるために、高齢者支援として推進してきた、分野や主体間を越えた連携による支え合いの仕組み「地域包括ケアシステム」を、地域に暮らす全ての人々が支え合う仕組みとして深化・推進させる「地域共生社会」の実現が求められています。

本町においても、急速な人口減少と少子高齢化の進展により、福祉ニーズが多様化・複雑化する一方、地域コミュニティの希薄化などにより、自治会役員、民生委員・児童委員、ボランティアなど地域で見守りを担う人材が減少し、介護職員等地域福祉の担い手不足が深刻化しています。

こうした状況の中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくるためには、行政のみならず、地域住民、社会福祉法人など、地域に関わる全ての人々がともに「助け合い」、「支え合う」地域づくりを推進し、地域社会における多様な課題や福祉関連制度の変革に対応しなければなりません。

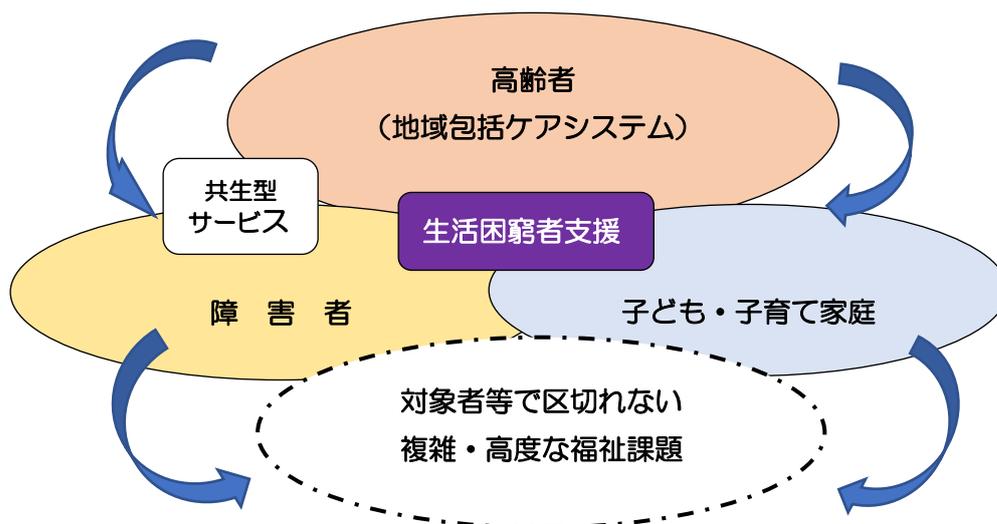
本町の福祉においては、行政と社会福祉協議会が補強・補完しあう関係にあり、それぞれが目指すべき目標、生活課題、社会資源を共有するものであり、両者が協働して円滑に地域福祉を進めるため、第1期計画から一体的に策定しており、このような観点を踏まえ、今後の地域福祉の指針となる「第2期豊頃町地域福祉計画・豊頃町地域福祉実践計画」を策定するものです。

少子化・高齢化・人口減少・核家族化・生活様式の多様化・・・など

家庭や地域の“支え合い”の力（＝地域の福祉力）の低下  
地域で課題を抱えている人の潜在化

既存の制度・公的なサービス等で対応が困難な課題等の表出  
◇社会的孤立：頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難など  
◇制度の狭間：制度の対象外、基準外、一時的なケースなど  
◇複合的課題：生活困窮、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりなど

我が事・丸ごとの「**地域共生社会の実現**」に向けた包括的な支援体制の整備



#### 用語解説

- ダブルケア・・・子育てと介護を同時に担う人（世帯）のこと。
- ヤングケアラー・・・高齢であることや、身体・精神の障がい、疾病等を理由に援助を必要とする家族等に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世帯やその他の援助を行っている人（ケアラー）のうち、18歳未満の人をいう。
- 8050問題・・・50歳代のひきこもりの子どもを80歳代の高齢の親が面倒を見ること。
- 地域共生社会・・・制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」につながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）
- 地域包括ケアシステム・・・団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。

## 2 地域福祉とは

地域福祉とは、私たちが日頃生活している地域には、子どもから高齢者、障がいのある人や日常生活に困難性のある人など、様々な人たちが暮らしています。その全ての人たちが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、町や社会福祉協議会、介護等の事業者、ボランティア団体のほか地域の住民自身も支え合い、助け合いながら問題解決に向けて一緒に地域社会を築いていく取り組みのことです。

地域社会では、少子高齢化の進展による世帯の小規模化とそれに伴う家族機能の弱体化、近隣住民同士の付き合いの希薄化、新型コロナウイルス感染症の蔓延や物価高騰による貧困の拡大等、生活課題や福祉問題が多様化、複雑化していくものと予想されます。

このような課題や問題に対し、地域住民や地域活動を行う人たち、福祉サービス事業者等が、行政機関や社会福祉協議会の職員と協働し、それぞれの役割や特性を活かしつつ、地域社会でともに暮らす人たちが互いに支え合い、助け合いながら、より良い方策を見出し実践していこうというのが、地域福祉の基本的な考え方です。

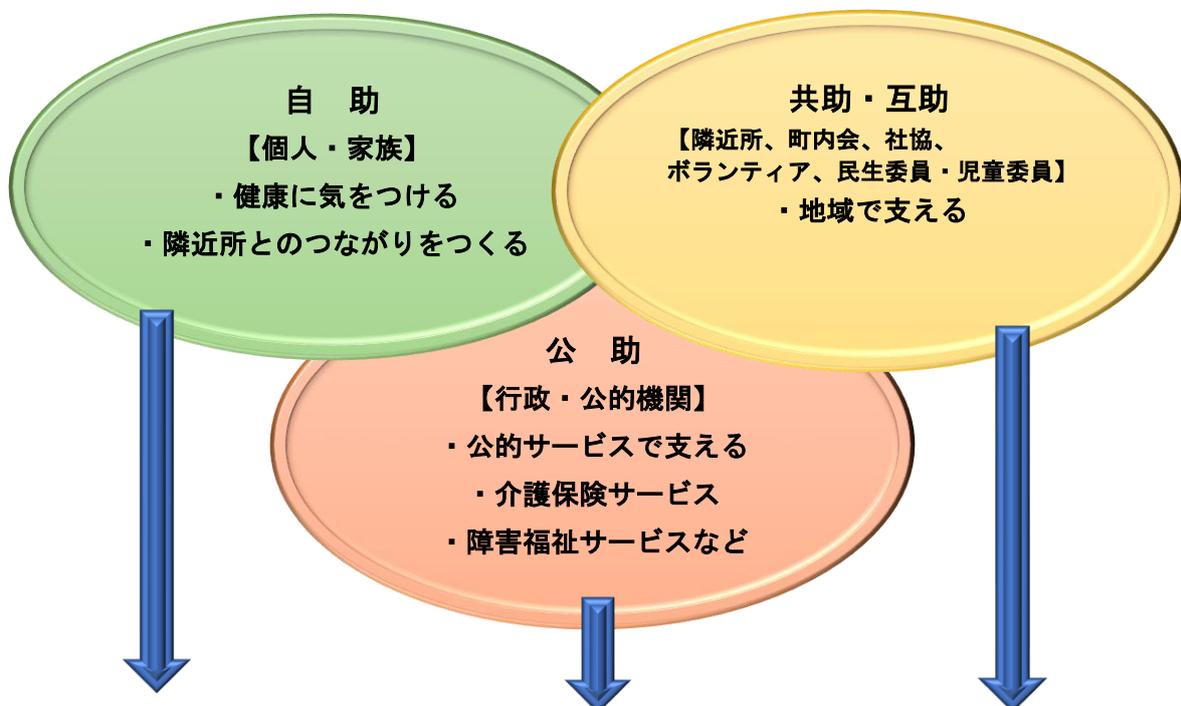
### 「地域福祉」の向上のための4つの助け

・・・「自助」「互助」「共助」「公助」

地域社会では、地域住民一人ひとりが地域社会を構成する大切な一員であり、様々な立場の人たちが協力しながら、地域福祉を進めていくことが求められています。

地域に住む全ての人たちにとって住みやすい場所となるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される「公助」だけでなく、家族を含めた自らの活動による「自助」や、隣近所や住民同士等がお互いに支え合い、助け合うことによる「互助」が大切になります。同時に、地域住民や地域活動を行う人たちや福祉サービス事業者等による地域で組織化された活動である「共助」は、家族機能の弱さや近隣住民同士の希薄等により自助や互助の「力」が低下するなか、その重要性が問われています。

- 「自助」・・・自分や家族による支え合い・助け合い  
⇒自分でできることは自分です。家族で協力できることは家族で援助する。  
(例えば：健康に気を付ける・隣近所とのつながりをつくるなど・・・)
- 「互助」・・・身近な人間関係の中で自発的な支え合い・助け合い  
⇒近隣の友人や知人がお互いに助け合い、支え合う。  
(例えば：車の乗り合わせ・買い物の手伝いなど)
- 「共助」・・・地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たち、福祉サービス事業者等が行政機関や社会福祉協議会の職員と協働しながら、組織的に協力し合う活動による支え合い・助け合い  
⇒「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し地域社会全体で支え合い・助け合い  
(例えば：町内会活動・ボランティア活動・民生委員・児童委員活動など)
- 「公助」・・・行政及び公的な制度によるサービスの提供  
⇒支援を必要とする人やその家族などへの保健・福祉・医療その他の行政サービスの提供を行う。  
(例えば：介護保険・障がい福祉サービスなど)



自助・共助・互助・公助がともに関わり合い、地域にあった取組を行うこと＝地域福祉

## 3 計画の位置づけ

---

### (1) 地域福祉計画

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けられ、「第5次豊頃町まちづくり総合計画」の下位計画として、まちづくりの重点項目の一つである「健康で心ふれあうまちづくり」の施策を具現化するための福祉分野の総合計画としての性格を持ちます。

したがって、本町の保健・福祉・医療等に関わる「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康増進計画」など既存計画全体の理念や方針、推進方向等を明示する総括的な計画として位置付けられます。また、地域づくりの視点から、教育、防災、交通、環境、まちづくりなど、住民生活全般の各分野との統制や連携を意識した計画とします。

### (2) 地域福祉実践計画

地域福祉実践計画は、地域福祉推進団体である社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民やボランティア団体、福祉事業者などと相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした自主的な民間の活動・行動計画です。

### (3) 地域福祉計画と地域福祉実践計画との関係

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実行するための住民の活動・行動の在り方を定める計画が地域福祉実践計画となります。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置付けられており、事業の企画・実施、住民参加の援助、普及・宣伝等の福祉活動の拠点としての役割を担っております。

地域福祉実践計画は、社会福祉協議会が中心となって行う具体的な計画ですが、町が策定する地域福祉計画と地域福祉実践計画は、両輪の関係として地域課題を共有し、双方が補強、補完し合いながら連携した施策を展開するものであります。

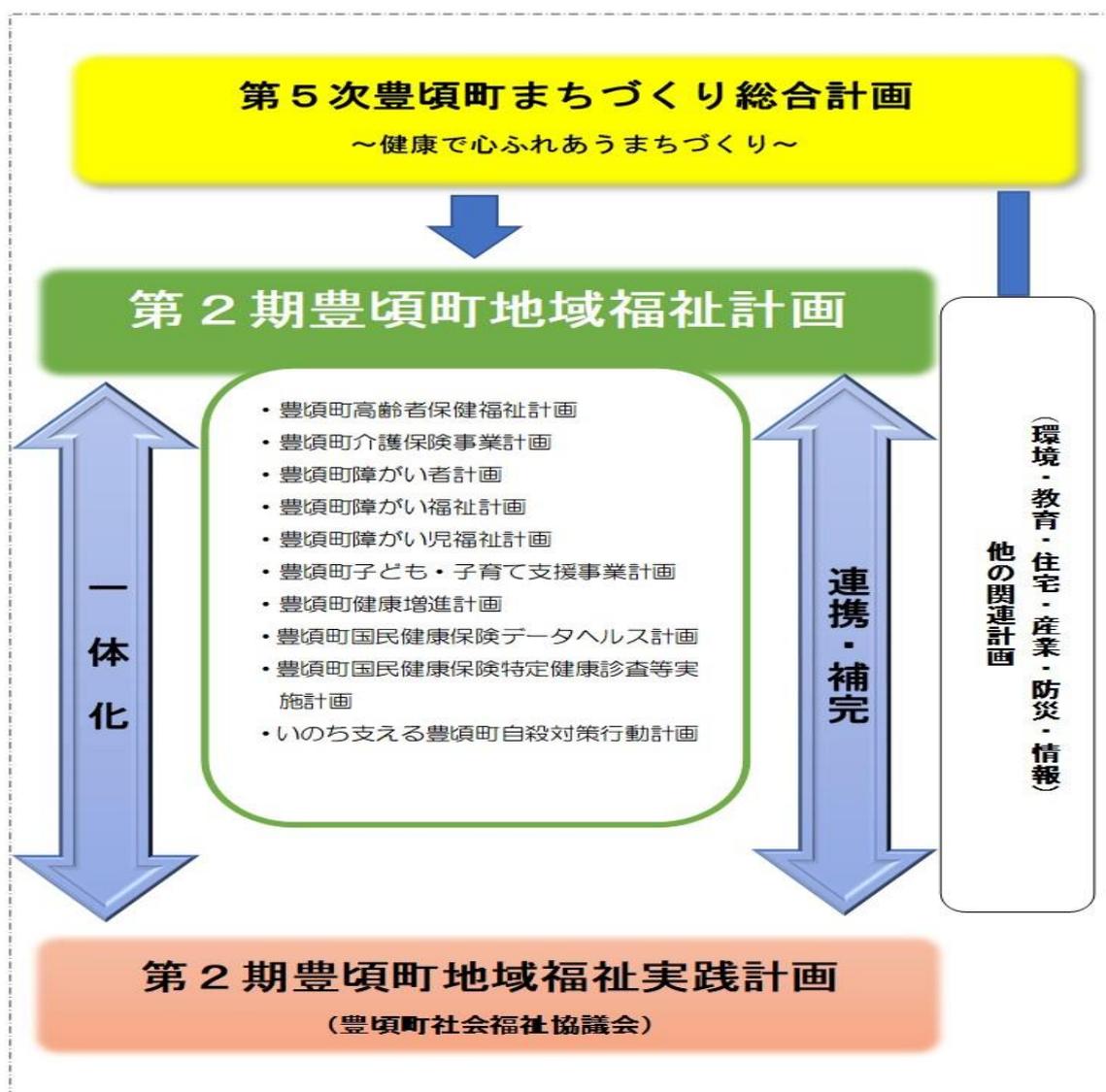
#### (4) 「持続可能な開発目標 (SDGs)」との関係

2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、地球上の「誰一人取り残さない」ことをめざし、17の目標と169のターゲットを設定しています。

日本においてもSDGsの実施のため、2016年(平成28年)12月に「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」が打ち出され、2019年(令和元年)12月に実施指針を改定し、その後「SDGsアクションプラン2020」が策定され、具体的な取組が盛り込まれ、市町村においてもSDGsの達成に向けて各種取組の促進が求められています。

本計画では、17の目標のうち、「目標3：すべての人に健康と福祉を」に取り組んでいきます。

《計画の関係図》



第107条（市町村地域福祉計画）

- 1 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下、「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
  - （1） 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - （2） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - （3） 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - （4） 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - （5） 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的にその策定した市町村計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

- 第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。
- （1） 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
  - （2） 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
  - （3） 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調査及び助成
  - （4） 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、計画の進捗状況や制度改革、地域情勢などが著しく変化した場合は、状況に応じて適宜、見直しを検討するものとします。

### 《各計画の期間》

	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10年度	R11年度	R12年度
まちづくり総合計画	第5次（R3年度～R12年度）								
地域福祉計画・地域福祉実践計画	第1期	第2期（R5年度～R9年度）							
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第8期		第9期予定						
障がい者計画	第4期（R3～R8年度）								
障がい福祉計画	第6期		第7期予定						
障がい児福祉計画	第2期		第3期予定						
子ども・子育て支援事業計画	第2期			第3期予定					
健康増進計画	第1期		第2期予定						
国民健康保険データヘルス計画	第2期		第3期予定						
国民健康保険特定健康診査等実施計画	第3期		第4期予定						
自殺対策行動計画	第1期		第2期予定						

## 5 計画策定の体制

### (1) 計画策定委員会による審議

地域組織代表、学識経験、保健福祉医療関係者など6名で構成した「豊頃町地域福祉計画・地域福祉実践計画策定委員会」を設置し、本計画について審議しました。

令和4年7月27日	第1回策定委員会 ・計画の概要説明 ・アンケート内容の提示・検討
令和5年1月23日	第2回策定委員会 ・計画の素案について ・アンケート結果について
令和5年2月20日	第3回策定委員会 ・計画素案の最終決定について

### (2) 福祉課・社会福祉協議会担当者及びアドバイザー会議

本計画のアドバイザーとして北海道社会福祉協議会、地域コーディネート・まーるからご助言をいただき、福祉課・社会福祉協議会担当職員と検討協議し、策定作業をしました。

### (3) 福祉関係者等による意見交換

令和4年12月6日	社協理事・監事、評議員における意見交換会
令和4年12月22日	町理事者と社協理事との意見交換会
書面会議	町内医療・福祉関係者による意見聴収 「地域ケア会議（書面）」

### (4) パブリックコメント（意見募集）の実施

実施期間	令和5年1月24日（火）から令和5年2月7日（火）
実施方法	町・社協ホームページで意見を募集・ひだまり交流館で閲覧

## 第2章 町の地域福祉を取り巻く現状と課題

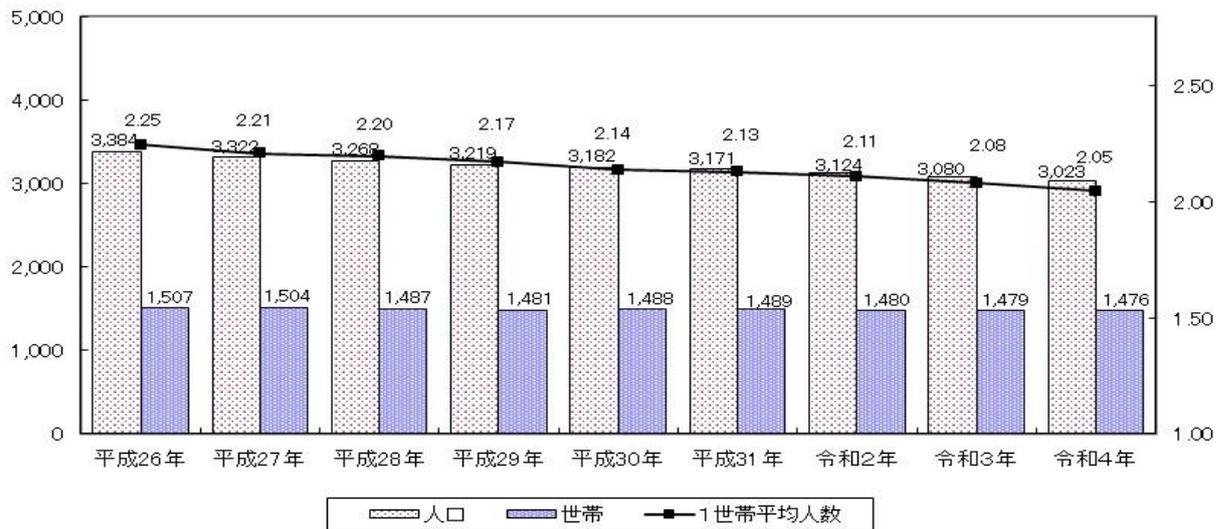
### 1 豊頃町の統計からみる現状

#### (1) 人口と世帯数

本町の人口及び世帯は、平成26年4月1日現在、3,384人、1,507世帯で、令和4年4月1日現在、3,023人、1,476世帯となり、8年間で361人の人口が減少し、一方、世帯数は、31世帯減とほぼ横ばいで推移しています。1世帯平均人数は、2.25人から2.05人に減少していることから、核家族化が進みひとり世帯が増えている状況です。

高齢者人口の推移を見ると、65歳以上の人口は横ばいで推移していますが、65歳以下の人口減少が著しく、65歳以上の総人口に占める割合は平成26年が36.85%で、令和4年では40.29%と増加しており、本町の少子高齢が進んでいる状況です。

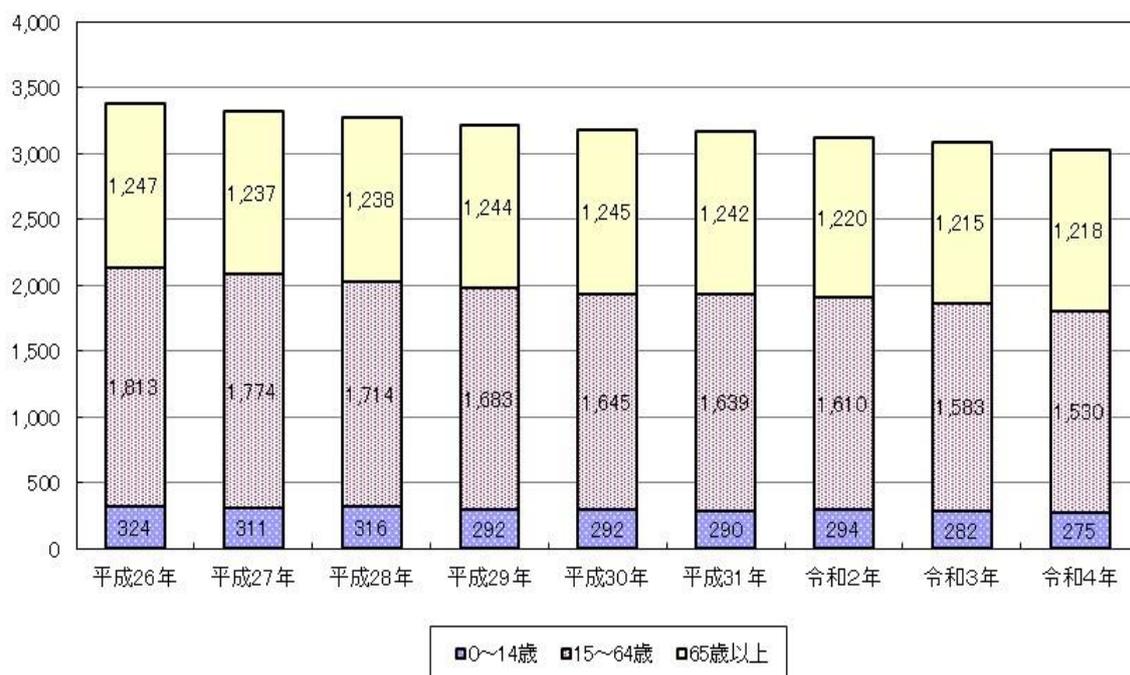
#### ア 人口と世帯の推移



4月1日現在（単位：人、世帯）

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
人口	3,384	3,322	3,268	3,219	3,182	3,171	3,124	3,080	3,023
世帯	1,507	1,504	1,487	1,481	1,488	1,489	1,480	1,479	1,476
1世帯平均人数	2.25	2.21	2.20	2.17	2.14	2.13	2.11	2.08	2.05

## イ 人口構成比の推移



4月1日現在 (単位:人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
0~14歳	324	311	316	292	292	290	294	282	275
15~64歳	1,813	1,774	1,714	1,683	1,645	1,639	1,610	1,583	1,530
65歳以上	1,247	1,237	1,238	1,244	1,245	1,242	1,220	1,215	1,218
計	3,384	3,322	3,268	3,219	3,182	3,171	3,124	3,080	3,023

## ウ 高齢者人口の推移

4月1日現在 (単位:人、%)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
高齢者人口 (65歳以上)	1,247	1,237	1,238	1,244	1,245	1,242	1,220	1,215	1,218
総人口に占める割合	36.85	37.24	37.88	38.65	39.13	39.17	39.05	39.45	40.29
後期高齢者人口 (75歳以上)	730	720	724	729	710	706	700	699	694
総人口に占める割合	21.57	21.67	22.15	22.65	22.31	22.26	22.41	22.69	22.96
総人口	3,384	3,322	3,268	3,219	3,182	3,171	3,124	3,080	3,023

## エ 行政区別の人口と世帯数

4月1日現在（単位：人、世帯）

行政区	平成30年			平成31年			令和2年			令和3年			令和4年		
	人口	世帯数	1世帯平均												
茂岩一区	63	31	2.03	65	32	2.03	62	31	2.00	59	31	1.90	56	29	1.93
茂岩二区	49	30	1.63	51	31	1.65	48	29	1.66	48	31	1.55	43	28	1.54
茂岩三区	51	20	2.55	50	21	2.38	53	22	2.41	49	21	2.33	47	20	2.35
茂岩四区	48	23	2.09	49	24	2.04	49	24	2.04	47	23	2.04	46	24	1.92
茂岩五区	268	135	1.99	258	134	1.93	263	131	2.01	258	128	2.02	254	126	2.02
茂岩六区	340	165	2.06	339	164	2.07	344	161	2.14	352	167	2.11	355	176	2.02
中央一区	148	79	1.87	145	75	1.93	151	81	1.86	138	76	1.82	137	79	1.73
中央二区	104	49	2.12	110	52	2.12	95	48	1.98	90	47	1.91	97	50	1.94
中央三区	239	106	2.25	237	105	2.26	221	95	2.33	221	100	2.21	215	100	2.15
豊頃一区	45	23	1.96	43	21	2.05	42	20	2.10	41	21	1.95	41	21	1.95
豊頃二区	49	28	1.75	46	27	1.70	45	27	1.67	43	26	1.65	42	25	1.68
豊頃三区	213	124	1.72	227	130	1.75	242	144	1.68	240	141	1.70	223	136	1.64
十弗町内区	26	16	1.63	23	14	1.64	24	15	1.60	23	14	1.64	25	14	1.79
大津一区	111	58	1.91	112	54	2.07	117	57	2.05	123	60	2.05	120	57	2.11
大津二区	139	72	1.93	137	70	1.96	125	67	1.87	119	65	1.83	115	65	1.77
牛首別区	101	32	3.16	101	31	3.26	100	32	3.13	97	31	3.13	91	29	3.14
茂岩南区	42	17	2.47	42	17	2.47	39	17	2.29	38	16	2.38	35	15	2.33
二宮東区	56	17	3.29	56	17	3.29	59	17	3.47	57	18	3.17	54	18	3.00
二宮中央区	97	31	3.13	96	30	3.20	90	27	3.33	89	27	3.30	88	27	3.26
二宮西区	101	33	3.06	99	33	3.00	99	34	2.91	98	31	3.16	100	33	3.03
農野牛区	42	16	2.63	47	20	2.35	45	18	2.50	45	17	2.65	43	17	2.53
下農野牛区	37	13	2.85	38	13	2.92	34	13	2.62	33	13	2.54	32	13	2.46
礼作別区	56	18	3.11	55	20	2.75	57	21	2.71	58	22	2.64	56	21	2.67
統内区	67	22	3.05	66	24	2.75	65	24	2.71	63	24	2.63	57	25	2.28
二里塚区	39	19	2.05	41	21	1.95	37	21	1.76	37	20	1.85	39	21	1.86
平和区	37	17	2.18	37	17	2.18	34	16	2.13	32	16	2.00	32	16	2.00
上幌岡区	53	20	2.65	51	20	2.55	50	20	2.50	47	20	2.35	45	19	2.37
下幌岡区	25	11	2.27	26	11	2.36	27	11	2.45	22	10	2.20	23	10	2.30
豊頃区	95	36	2.64	90	34	2.65	94	33	2.85	96	33	2.91	97	33	2.94
礼文内区	135	56	2.41	137	59	2.32	130	60	2.17	133	61	2.18	125	57	2.19
十弗西区	132	46	2.87	128	46	2.78	123	46	2.67	126	47	2.68	130	48	2.71
湧洞区	26	11	2.36	25	11	2.27	23	11	2.09	19	10	1.90	21	11	1.91
長節区	43	24	1.79	42	25	1.68	41	24	1.71	40	26	1.54	39	25	1.56
旅来区	25	10	2.50	24	9	2.67	22	9	2.44	22	9	2.44	21	9	2.33
その他1	6	6	1.00	7	6	1.17	7	7	1.00	8	8	1.00	7	7	1.00
その他2	45	45	1.00	43	43	1.00	39	39	1.00	42	42	1.00	44	44	1.00
その他3	29	29	1.00	28	28	1.00	28	28	1.00	27	27	1.00	28	28	1.00
合計	3,182	1,488	2.14	3,171	1,489	2.13	3,124	1,480	2.11	3,080	1,479	2.08	3,023	1,476	2.05

### (2) 子どもと家庭の状況

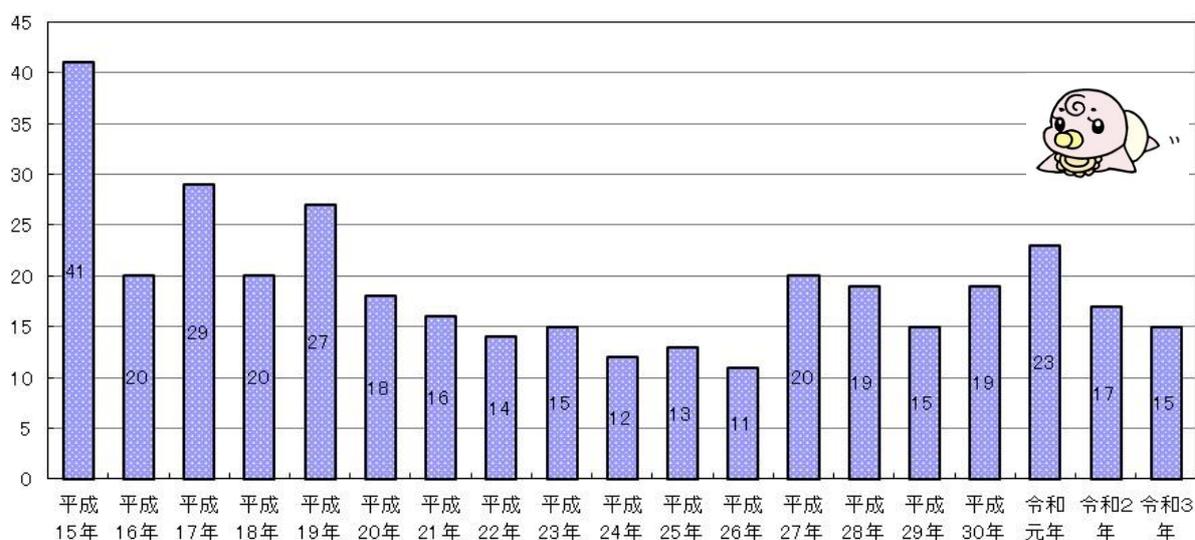
本町の出生数は、平成15年の41人をピークに減少し、令和元年の23人が近年では出生数が多く、令和2年からは新型コロナウイルス感染症の影響もあり10人台の出生数になっています。出生数の減少により、小中学校の児童生徒在籍数も減少していますが、特別支援学級の児童生徒数の割合が増加しています。

また、子どもの家庭状況は、出生数は減少していますが、保育所の3歳未満児童の入所数は年々増加し、就労家庭が増えている現状があります。

準要保護及び児童扶養手当対象児童生徒数は減少していますが、近年、コロナ禍における生活困窮世帯が増えている状況です。

## ア 出生数の推移

12月末現在（単位：人）



## イ 保育所等の入所状況

4月1日現在（単位：人）

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
茂岩保育所	52	55	60	64	67
大津保育所	5	10	7	8	5
える夢児童クラブ	30	30	32	30	30

## ウ 児童・生徒数の推移

4月1日現在（単位：人）

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
豊頃小学校	102 (14)	95 (15)	88 (13)	76 (15)	73 (15)
大津小学校	5 (0)	7 (0)	10 (0)	10 (0)	11 (0)
合計	107 (14)	102 (15)	98 (13)	86 (15)	84 (15)
豊頃中学校	71 (4)	58 (6)	66 (7)	62 (6)	60 (6)

※（特別支援学級児童生徒数）

※（ ）数は外数

## エ 準要保護対象児童の推移

4月1日現在（単位：人）

区 分		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
要保護児童 生徒数	小 学 校	0	0	0	0	0
	中 学 校	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	0
準要保護児 童生徒数	小 学 校	10	13	12	7	4
	中 学 校	10	9	9	7	8
	合 計	20	22	21	14	12



要保護とは、生活保護を受けていることであり、準要保護とは、経済的な理由により、学用品費や給食費などの負担が困難な場合、一定の就学援助を受けることです。

## オ 児童扶養手当受給世帯数と対象児童数の推移

3月31日現在（単位：世帯、人）

区 分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
児童扶養手当受給世帯	17	15	12	12	11
対 象 児 童 数	25	21	17	17	14



児童扶養手当とは、父母の離婚等や父（母）に一定の障がいのある子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を図るため支給される手当です。

### （3）障がい者の状況

身体障害者手帳の所持者数は減少し、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあり、今後、小中学校特別支援学級の児童生徒数の状況から、療育手帳所持者数が増加すると推測されます。

3月31日現在（単位：人）

区 分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
身 体 障 害 者 手 帳	210	215	205	199	183
療 育 手 帳	44	48	49	52	51
精 神 保 健 福 祉 手 帳	16	18	20	18	20

#### (4) 生活保護世帯の状況

平成30年から世帯数、人数、保護率とも、ほぼ横ばいで推移しており、本町の保護率は十勝管内の平均保護率より低く、生活保護世帯の多くはひとり暮らし高齢者世帯となっています。

3月31日現在（単位：世帯、人、％）

区 分		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
豊頃町	世 帯 数	25	21	22	23	24
	人 数	28	24	24	25	26
	保 護 率	8.8	7.6	7.7	8.1	8.6
十勝管内の平均保護率		11.9	12.2	12.4	11.9	12.0

※保護率‰（パーミル）＝被保護人員÷総人口の1,000に対する割合（十勝総合振興局調べ）

#### (5) 要介護（要支援）者の状況



認定者数は、ほぼ横ばいで推移しており、うち要支援1・2の認定の割合が高く、認定率も、令和4年は21.0%となり、北海道及び全国の認定率よりも高い状況となっています。

3月31日現在（単位：人、％）

区 分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
認 定 者 数	245	241	236	258	256
要 支 援 1	58	60	51	59	67
要 支 援 2	21	18	20	26	27
要 介 護 1	47	47	45	51	47
要 介 護 2	49	50	51	51	51
要 介 護 3	31	27	24	28	24
要 介 護 4	24	23	25	19	19
要 介 護 5	15	16	20	24	21
認 定 率（豊頃町）	19.7	19.3	19.2	21.1	21.0
認 定 率（北海道）	19.5	19.8	20.0	20.3	20.5
認 定 率（全国）	18.0	18.3	18.4	18.7	18.9

「介護保険事業状況報告（3月月報）」

## (6) 老人クラブの状況

単位老人クラブ数は1団体が解散し7団体となり、会員数も年々減少し、活動の縮小につながっています。

4月1日現在（単位：人）

単位老人クラブ名	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
豊頃長寿クラブ	29	35	32	31	29
二宮長寿会	40	39	35	28	22
統内有明会	24	24	24	21	20
ノヤウシ福寿会	8				
牛首別長寿会	34	37	37	35	32
大津日の出会	32	32	32	32	30
十弗豊寿会	40	41	39	37	27
中央ひまわり会 (中央区老人クラブ)	16	15	15	14	14
会員数合計	223	223	214	198	174

## (7) ボランティア登録の状況

豊頃町社会福祉協議会内の「豊頃町ボランティアセンター」が中心となり、団体数及び加入者数は横ばいで推移していますが、新規登録者が少なく、加入者の高齢化が課題となっています。

4月1日現在（単位：団体、人）

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
ボランティア団体数	7	8	8	8	7
加入者数	76	89	73	74	72
個人登録者数	2	1	2	1	1

## (8) 買い物配達サービス事業の状況

地域の困りごとの解決として、令和3年4月から町内のお店で買い物をし、支払いが終わった商品を自宅にお届けすることをお手伝いしています。

(単位：人、件数)

区分	令和3年度
登録者数	22
配達件数	72



## 2 住民の意識・意向と課題



### (1) アンケート調査による住民意識・意向の把握

本計画策定にあたっての基礎資料とするため、「地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

対象者	20歳以上の住民基本台帳登載者を無作為で抽出
配布人数	600人
回収票人数（回収率）	238人（39.7%）
実施期間	令和4年7月～8月
配布・回収方法	調査票の郵送による発送・回収

#### ■「隣近所」のかかわりについて

- ☞ 顔が合えば立ち話をする程度と40.3%が回答。家を行き来するなど親しく付き合っていると21.8%の回答がある一方、ほとんど付き合いがない、どんな人が住んでいるかわからないと5.1%の回答。
- ☞ 親しく相談したり助け合ったりするのは当然、わずらわしいと感じることもあるが便利なことがあると77.7%が回答。あまりしたくない、なくても困らないは17.3%が回答し、無理のない付き合いが理想、近所付き合いのきっかけがないとの回答があった。
- ☞ 近所の人から頼まれた場合、安否確認の声かけ、話し相手、災害時の手助けができるとそれぞれ5割の方が回答し、手助けの必要性の把握が難しいと回答があった。

年代に合わせ、近所付き合いをはじめのきっかけづくりの検討が必要である。

#### ■社会福祉に関する活動について

- ☞ 町内会の活動（52.5%）・PTA活動（38.2%）・子ども会活動（34.0%）を経験した方が多く、ボランティア団体（16.4%）・社会福祉協議会での活動（15.5%）の経験者は回答者の1割強となっている。
- ☞ 高齢者等への協力やお手伝いができることは、安否確認、話し相手、災害時の避難支援と回答が多く、就業の身で空いている時間は可能、呼びかけがあればできることなら対応するとの回答があった。

地域福祉の担い手であるボランティア活動者等を増やすために、町の現状とボランティアに関心が持てるような情報発信が必要である。

## ■日常生活における悩みや不安について

- ☞ 健康や介護（43.3%）、地震などの災害（38.7%）、高齢になってからの一人暮らし（29.8%）、医療体制（27.7%）、移動手段（21.8%）について不安を感じている回答が多かった。
- ☞ 相談する相手は、家族や知友人が多く、保健師・ケアマネ・役場窓口の回答順となった。

日々の生活で困っていることや悩みは多様であるため、今後、複合的な課題に対応できるよう、横断的な相談体制の構築が重要である。

## ■災害時の対応について

- ☞ 災害が発生したとき、一人で避難できる（74.4%）との回答が大半ではあったが、介助がなければ避難できない（23.5%）との回答は、見過ごすことができない。
- ☞ 手助けが必要な方への支援の取組として、地域と行政が協力（54.6%）、自主防災組織（17.2%）との回答があった。

災害時に速やかな支援を行うために、自主防災組織の構築と充実を図り、行政、民生児童委員、町内会、社協の連携を深める体制づくりが重要である。

## ■地域福祉施策について

- ☞ 福祉サービスの情報入手は、役場・社協広報誌等（66.4%）によるものが多く、ある程度満足できる福祉サービスを受けている（49.2%）との回答があった。
- ☞ これから始めてほしい事業として、病院等への移送サービス事業（42.0%）、独居高齢者の見守り強化事業（39.1%）、十勝いけだ地域医療センターの眼科の診療日にバスを出してほしい、スーパーがほしいとの回答があった。
- ☞ 助け合いながら安心して暮らすためには、身近な場所での相談窓口の充実（37.4%）、福祉意識を高めるための広報、啓発の強化（28.6%）、福祉施設の整備充実（26.9%）、ボランティア活動（21.4%）が必要であると回答があった。

自助・共助・互助・公助がともに関わり合い、地域にあった取組を行うことが重要である。

## (2) 地域座談会の開催状況

地域住民の支え合い、助け合いの意識を啓発し、住民の声（ニーズ）を把握するために、「みんなで支え合う地域座談会」を開催し、次のとおり参加者から意見がありました。

開催日	対象地区	参加人数
令和4年 8月24日	大津・長節・湧洞・旅来地区	19名
令和4年10月14日	豊頃1区～3区・上幌岡・下幌岡・豊頃区 礼文内区・十弗西区	21名
令和4年11月16日 (午前)	中央区1区～3区・茂岩1区～6区	11名
令和4年11月16日 (午後)	統内・礼作別・農野牛・牛首別・二宮・ 安骨・背負地区	4名

### ■交通、移動手段について

- ☞ 運転免許証を返納した場合、現在の交通機関の状況では生活ができない。（コミバス・タクシーの土・日曜日の運行がない、タクシーの利用時間が午後5時までで、利便性が悪い、農村地域の交通網がないなど）
- ☞ 町外の移動について、乗り合わせなどの助け合いで成り立っているが、事故があった場合を考えると、公共交通機関を利用したい。
- ☞ 帯広の病院に行けないので、月1回でも十勝いけだ地域医療センターの眼科診療があるときに、バスを運行してほしいという声を多数聞く。

### ■防災対策について

- ☞ 地震により津波が発生した場合、日中、運転ができない高齢者ばかりでは避難するのが困難である。また、身体が不自由のため誰かの助けがなければ避難できない。
- ☞ サイレンが1箇所のみを設置のため、サイレンや防災アナウンスが聞き取りづらく、各家庭への防災無線の設置はできないだろうか。
- ☞ 災害があった場合、高齢者の避難方法を考えてほしい。

### ■買い物について

- ☞ ジュエリーハウスの販売会はあるが、品数が少なく、移動販売車カケル君の回数も週1回（土曜日）で、茂岩のセイコーマートができたことにより、ちょっとした買い物ができるようになった。

- ☞ 町内の商店も少なく、商品券の使い道が限られている。茂岩のセイコーマートができたことはうれしいが、スーパーやドラッグストアが町内にあってほしい。

### ■ご近所づきあい・交流について

- ☞ 町内会に加入しない世帯が増えてきており、高齢者世帯と若者世帯との交流がなく、町内会での助け合いの意識を持つことが難しい。
- ☞ 頼まれれば除雪はするが、親切心で除雪をして家財を破損させる恐れがあるので、簡単にはできない。
- ☞ 大津地域は、結束しやすく、世代間の助けあいや交流ができれば良いと思っており、若手のボランティアの加入もあり心強いと思っている。
- ☞ 地域の子どもたちに声かけすることしかできないが、子どもたちから元気をもらえる。

### ■相談について

- ☞ どこに相談していいかわからず、役場に相談するのは敷居が高く、気軽に相談できるよう地域に出向いてほしい。
- ☞ 話し相手が欲しいとアンケートで多数の方が回答していたが対応はあるのか。

### ■その他

- ☞ 高齢化により、冬季の除雪作業が大きな負担となっている。

高齢になり、買い物や病院の通院など、特に、自家用車の運転が困難となったときの生活不安は大きく、また、冬季の除雪作業も大きな負担となり、何らかの生活支援がないと地域生活の維持が難しい。

地域活動に参加する住民の減少と役員等の担い手不足により「地域力」の低下が課題となっている。



大津地区座談会



豊頃地区座談会



市街地座談会



農村部座談会

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

- 地域福祉計画は、豊頃町民が、健康で安心して安全に生活できる地域社会を築くための指針となるものであり、地域福祉実践計画と連動し、福祉の側面から町の目標の実現を目指すものです。
- 本町は「報徳のおしえ」を家庭・学校・地域で生かし、人づくり・まちづくりを押し進めていることから、第1期から引き続き、両計画が目指す基本理念を次のとおり定めます。

～「報徳のおしえ」をくらしに！～  
支え合い、誰もが元気で、  
健やかにくらせるまちづくり

#### 報徳のおしえ（四綱領）

し せい  
至 誠（あかるく ひたむき）

まごころをもって、まじめに働くこと

きん ろう  
勤 労（いきいき 小さな積み上げを）

豊かな生活や夢をかなえるため、仕事にはげみ努力をおしまないこと

ぶん ど  
分 度（それぞれの良さ 自己をみつめて）

礼儀正しく、節度をもって、自分にふさわしい暮らしを送ること

すい じょう  
推 譲（ゆずる心で 共に生きる）

互いに助け合い、幸せな社会をつくること



## 2 基本目標

---

### 基本目標 1

#### 地域福祉を担う人づくり

地域福祉を推進するためには、活動の担い手が必要であり、それらが広がっていくことの仕組みが必要です。子育てを終えた人、定年退職をした人など、多種多様な地域に眠っている人材を学習機会や地域住民が集う交流を通じ、福祉に対する理解を深め、地域福祉活動やボランティア活動を担う人材の育成を行うとともに、自主的な活動へと広がっていくような環境づくりを進めます。

### 基本目標 2

#### みんなで支え合う地域づくり

身近な地域における多世代交流の機会を増やし、地域で活動する福祉団体等への支援を進めるとともに、地域課題の早期発見・早期対応、災害時に備えるといった観点から、お互いが見守り、支え合い、つながるような地域づくりを進めます。

### 基本目標 3

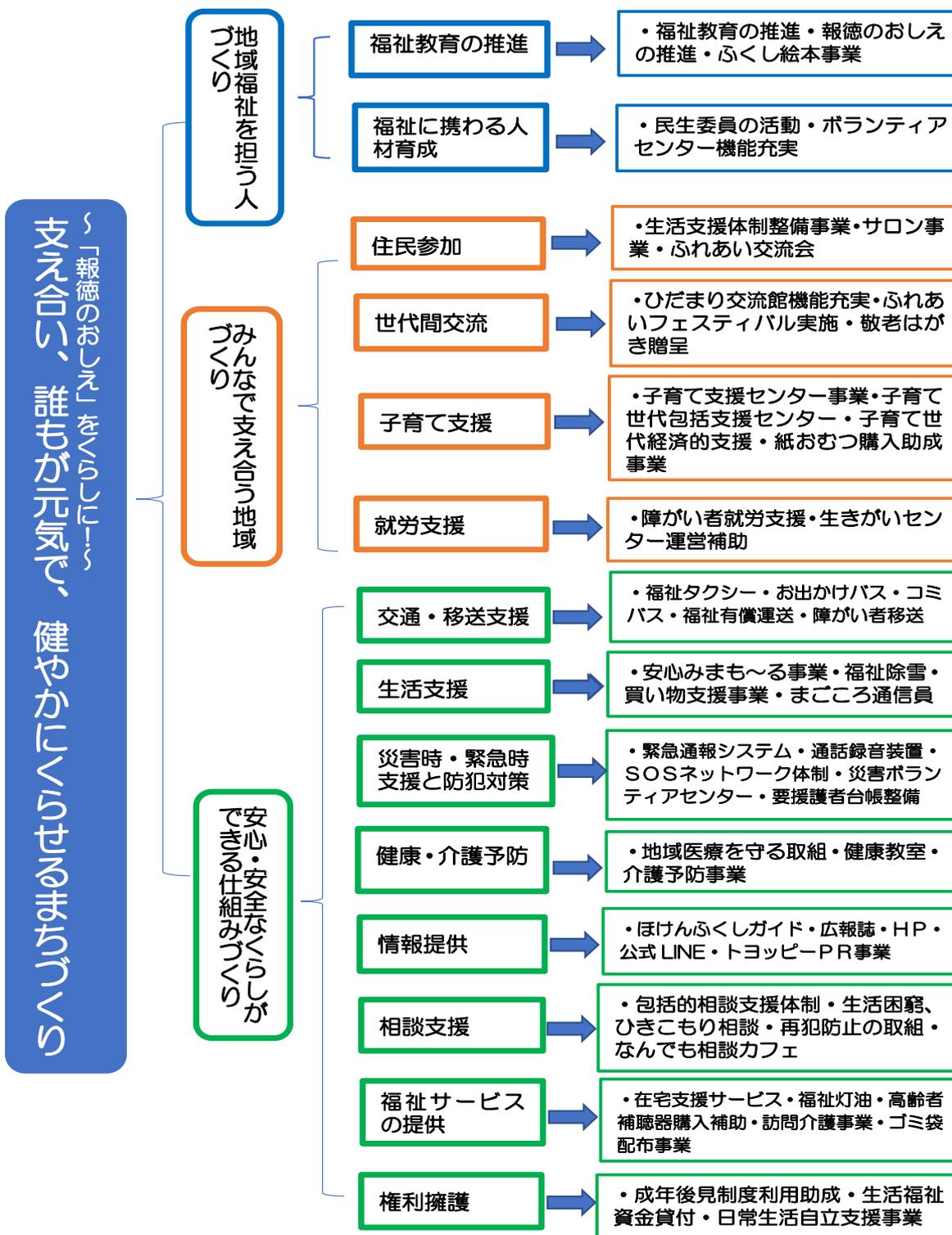
#### 安心・安全なくらしができる仕組みづくり

町民が安心・安全な暮らしを続けることができるまちづくりをするためには、相談支援体制や情報提供体制を充実させ、本人が希望する生活を送ることができるよう、様々な困りごとを受け止め、必要な支援につなげる仕組みづくりを進めます。

### 3 取組の体系



《基本理念》 《基本目標》 《施策の展開》



## 第4章 施策の展開と役割分担

### 基本目標 1 地域福祉を担う人づくり

#### (1) 福祉教育の推進

##### 現状と課題

- 福祉教育を推進するため、小中学校向けの認知症サポーター養成講座やヤングボランティア講座の実施に向け教育関係部署と調整し、若い世代が福祉やボランティア活動に関心を持ってもらうよう取り組みます。
- 町内学校では、道徳の授業で子どもでもわかりやすい「こども報徳訓」などを活用し、「報徳のおしえ」を日常生活で実践するよう広めています。  
また、心豊かな思いやりのある町民を育てるため「報徳のおしえの講演」を広報誌で紹介し、広く周知することで人づくり・まちづくりに繋げています。
- 社会福祉協議会では、子ども世代から福祉を身近なこととして認識していただくための事業として、各学校へ福祉やボランティアに関する書籍を贈呈する「トヨッピーふくしの絵本事業」を歳末たすけあい募金を利用して、継続実施しています。

##### みんなで行うこと

- 福祉について、関心をもとう。
- ボランティア活動に参加してみよう。
- 報徳のおしえを家庭・学校・地域で実践しよう。



## 町と社協の施策

項番	施策（事業）	事業概要	町の地域福祉計画	社協の地域福祉実践計画
1	福祉教育の推進	小中学校で取組が進んでいない福祉教育を推進するため、小中学生向けの認知症サポーター養成講座の実施について教育委員会と調整を図ります。	●	
2	報徳のおしへの推進	家庭・学校・地域で報徳のおしえを実践するよう普及啓発し、助け合いの心を育てます。	●	
3	トヨッピーふくし絵本事業	福祉に関する絵本を学校へ寄贈することで、学童期より福祉に関心を持っていただきます。		●
4	ヤングボランティア講座	福祉教育推進として学校や教育委員会事業での取り組みや春休み期間中の体験講座等、町と連携し働きかけます。	●	●



トヨッピーふくし  
絵本贈呈



## (2) 福祉に携わる人材育成

### 現状と課題

○民生委員・児童委員の活動は、複雑・多様化する家族問題、ひとり暮らしの高齢者世帯の増加などにより、責任感や負担感が増大しています。

本町の民生委員・児童委員は町福祉委員も兼任しており、現在、主任児童委員2人を含め、16人が選出され、3年ごとの一斉改選期では、永年継続委員が退任した場合、後継者の選任が大きな課題となっており、次の民生委員・児童委員となるような地域福祉活動の担い手を育成することが重要となっています。

○地域福祉の担い手として、ボランティアの需要が高まっていますが、本町ではボランティアの固定化と高齢化が課題となっています。

地域福祉計画アンケートでは、高齢者の安否確認や話し相手など、空いている時間や呼びかけがあれば対応できると関心を示す回答がありました。

今後、ボランティアセンターの機能強化を行い、活動者を養成する講座や年齢の若い人たちも参加できる仕組みづくりが求められています。

○介護を必要としている高齢者が地域で安心して暮らせるよう介護サービスの質及び量の確保のほか、人材の育成を図ることが重要です。しかしながら、介護サービスの需要に反して、介護従事者の「なり手不足」が進み、大きな課題となっています。

福祉の仕事のイメージアップ、やりがい・魅力に関する発信と理解を促し、また、地域の多様な人材を福祉分野への参入を促す必要があります。

### みんなで行うこと

- 自治会や諸行事に参加しよう。
- ボランティア活動に気軽に参加しよう。
- 認知症サポーター養成講座を受けよう。



## 町と社協の施策

項番	施策（事業）	事業概要	町の地域福祉計画	社協の地域福祉実践計画
1	民生委員・児童委員（福祉委員）の活動	定例会や自主例会を定期開催し、また、各種研修会に参加することにより、民生委員・児童委員の資質の向上に努めます。	●	
2	認知症サポーター養成講座の実施	認知症の理解を深め、地域で見守るため、認知症サポーターを養成します。	●	
3	ふくし出前講座の実施	福祉や介護に関心と理解を持ってもらうために、教育委員会と協議し、える夢出前講座を実施し、福祉の仕事のイメージアップを図ります。	●	●
4	社協役職員研修及び体制強化	先進地視察や研修会等に積極的に参加し、社会福祉の動向を学び、社協の資質向上に努めます。		●
5	ちょこっとボランティア	新規ボランティア開拓や既存ボランティアの資質向上に務めます。		●
6	ボランティアセンター機能の充実	活動推進拠点となるボランティアセンター機能の充実を図ります。		●
7	既存ボランティアの育成、補助	各ボランティアグループでのさらなる活動の推進のため、助成金の交付や活動に対する助言、援助を行います。		●

## 基本目標 2 みんなで支え合う地域づくり

### (1) 住民参加

#### 現状と課題

- 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を進めるため、助け合い活動を実施・推進する団体が連携・協働する場（協議体）の設置と生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置を社会福祉協議会に委託しています。  
地域の多様な困りごとや課題（ニーズ）を把握し、住民と関係機関との話し合いの場を設け、解決策を講じ、住民主体のサービスを創出し、困りごとの解決のために地域の中で対応できるようなシステム体制の構築が必要です。
- 住民との協働のまちづくりを進めるため、地域提案支援事業交付金を活用し、牛首別区・茂岩南区及び豊頃 2 区では、地域の除雪困難者に対する除雪を地域ぐるみで行っていますが、礼文内及び二宮地区では、新型コロナウイルス感染症の影響で地域住民が参加する地域運動会を開催することができず、地域の絆を築く取り組みができない状況にあります。  
新型コロナウイルス感染が終息し、この交付金を活用し、各地域が自主的な活動が形成されるよう押し進める必要があります。
- 茂岩・豊頃・大津・茂岩末広地区ではボランティアが中心となり「ほっとサロン」を、豊頃・茂岩地区では麻雀等を中心とした「卓上サロン」を愛好家が自主的に開催しています。  
気軽に参加できるサロン活動が求められ、楽しみと生きがいを持ちいつまでも元気に暮らすためにつどいの場が必要不可欠で、新規サロン開設を希望する地区に、支援を行います。  
また、ひとり暮らし高齢者には、引きこもりや孤独に陥らないよう「ふれあい交流会」を実施しており、毎回、多くの高齢者が参加しています。
- 住民参加の取組として、町の事業や福祉団体の事業に参加した町民に公共ポイントを付与し、地域貢献とボランティア活動の促進を行っています。

## みんなで行うこと

- 地域の行事などに積極的に参加しよう。
- 地域の困りごとを、みんなで話し合い、できることがあればみんなで助け合おう。
- 誰もが気軽に参加できる、身近な地域での憩いの場(サロン)を検討してみよう。
- 公共ポイントをたくさんためよう。

## 町と社協の施策

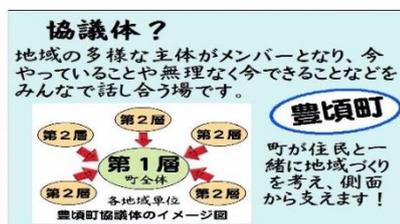
項番	施策（事業）	事業概要	町の地域福祉計画	社協の地域福祉実践計画
1	生活支援体制整備事業	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を進めるため、助け合い活動を実施・推進する団体が連携・協働する場（協議体）の設置と生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置を社会福祉協議会に委託します。	●	●
2	豊頃町協働のまちづくり地域提案支援事業交付金制度の利用促進	地域の環境整備、敬老会、運動会、福祉除雪など、地域が主体的に行う事業に対し活動費を交付し、地域の絆づくりを推し進めます。	●	
3	地域づくり協議会への活動支援	各地域づくり協議会への奨励費交付などの指導援助を行います。	●	
4	公共ポイント事業	町の事業や町内の福祉団体等が行う事業に参加した町民に対し、公共ポイントを付与し、地域貢献とボランティア活動への支援を行います。	●	●
5	生活お助けサポートセンター設置 [新規]	ちょっとした困りごとを住民の手助けで解決できる仕組みづくり、LINE 等も活用し、若年層へボランティアの協力を呼びかけます。	●	●
6	地域福祉ネットワーク「つなが〜る」事業	日頃から小地域を基盤としたネットワークづくりを行っている地域に助成を行います。		●

項番	施策（事業）	事業概要	町の地域福祉計画	社協の地域福祉実践計画
7	ひとり暮らし高齢者「ふれあい交流会」の実施	交流会を実施し、レクリエーションや催し物で楽しい時間を過ごし孤独に陥らないよう励まします。		●
8	サロン事業の実施 (ほっとサロン・卓上サロン)	既存サロン事業へ運営助成金交付や運営支援と新規開設の働きかけを行います。		●

**生活支援体制整備事業って？**  
ひとり暮らし世帯や支援を必要とする高齢者が増加する中、地域やボランティア、老人クラブ、社会福祉法人、民間企業などが主体となり連携を図り、高齢者の生活支援を行っていくこととなりました。生活支援コーディネーターを配置し（社会福祉協議会委託）、住民主体による生活支援・介護予防サービスの充実が図れるよう地域での支えあいを推進し、支え上手・支えられ上手の地域づくりを進めています。



**地域の支え合いや助け合いによる住民主体の地域づくり**



## (2) 世代間交流

### 現状と課題

- 世代や障がいの有無を超え、誰もが気軽に集える場所として、福祉活動拠点施設「ひだまり交流館」が開設され、介護予防事業や各種事業が展開され、子どもから高齢者まで多くの方が集い、世代間交流を図る取組が定着しています。
- 世代間の交流や地域福祉を推進していくための共通理解を図るため、ふれあいフェスティバルの開催など、たくさんの町民が参加・交流できる場が必要です。
- 高齢者と子ども達の世代間交流として、子ども達による敬老はがき贈呈事業を敬老の日に合わせて実施しています。  
受け取った方には大変好評ですが、子どもの数に比べ高齢者の数が多いため、子どもに負担があり、人口比率を考えた実施方法の検討が必要です。

### みんなで行うこと



- ひだまり交流館へ気軽に遊びに行き、様々な世代と積極的に交流しよう。

### 町と社協の施策

項番	施策（事業）	事業概要	町の地域福祉計画	社協の地域福祉実践計画
1	福祉活動拠点施設「ひだまり交流館」の機能の充実	福祉活動拠点施設「ひだまり交流館」の管理運営を社会福祉協議会に委託し、共生型交流の場として、世代や障がいの有無を超えた交流を図ります。	●	●
2	ふれあいフェスティバルの実施	福祉社会づくりを推進していくための共通理解を深めます。（隔年）		●
3	敬老はがき贈呈事業の実施	小学生の記入した葉書を高齢者に送付し敬老を祝います。		●

### (3) 子育て支援

#### 現状と課題

- 子育て支援の拠点施設として、「こどもプラザとよころ」が設置され、茂岩保育所、える夢児童クラブ、ことばの教室、一時保育、わんぱく広場、赤ちゃん広場を実施し、子育て中の親子の交流、育児相談等を実施しています。  
子育て世代のニーズを把握し、安心して子育て・就労の継続ができる環境を整備するよう検討していかねばなりません。
- 子育て世帯に対する町の施策は、出産祝金、健全育成支援金、保育所通所支援金、入学祝金、小中学校等修学旅行交付金、高等学校等就学助成金を支給し、また、保育料の無償化、18歳に達する年度末まで医療費自己負担全額助成など、子育て世帯の経済的負担を軽減するなど、子どもを生き育てやすい環境を整備しています。
- 子ども・子育て支援計画に基づき、安心して子育てができる環境づくりを進めていくため、関係部署と連携を図り、妊娠期からの子育てに関する相談・支援を包括的に担う「子育て世代包括支援センター」の機能強化に取り組みます。
- 社会福祉協議会では、新生児紙おむつ券の配布やチャイルドシート貸出、新入学児童への記念品贈呈、夢★運ぶトヨッピーサンタ事業等を実施し、子育て世帯を支援しています。

#### みんなで行うこと

- 同じ子育てをする親同士で交流を深めよう。
- 地域の一員である子どもたちへの「声かけ」「見守り」をしよう。
- 子育て支援センターの事業に参加してみよう。

## 町と社協の施策

項番	施策（事業）	事業概要	町の地域福祉計画	社協の地域福祉実践計画
1	子育て支援センター事業	育児相談、わんぱく広場、赤ちゃん広場、親子交流室開放などを実施し、子育て世代の交流や相談を行います。	●	
2	一時保育の実施	保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が困難な就学前幼児について、一時的な保育を行います。	●	
3	ファミリー・サポートセンター事業	子育てサポートをしてほしい人（依頼会員）とサポートをしたい人（提供会員）が会員登録し、サポートが必要な時に会員を紹介します。	●	
4	乳児家庭全戸訪問事業	保健師と保育士が乳児家庭を訪問し、子育ての不安や悩みを聞き、親子の心身の状況を把握します。	●	
5	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に保健師等が訪問し、養育上の諸問題の解決に努めます。	●	
6	子育て世帯への経済的支援	出産祝金、健全育成支援金、保育所通所支援金、入学祝金、小中学校等修学旅行交付金、高等学校等就学助成金の支給、保育料の軽減及び無償化等、子育て世帯に対し経済的支援を行います。	●	
7	子育て世代包括支援センターの設置	妊娠期からの子育てに関する相談・支援を包括的に行います。	●	
8	乳幼児等医療助成事業	18歳に達する年度末まで、医療費自己負担額全額助成をすることによって保健の向上を図ります。	●	

項番	施策（事業）	事業概要	町の地域福祉計画	社協の地域福祉実践計画
9	心身障がい児交通費助成事業	心身障がい児の訓練等に要する交通費助成を行います。	●	
10	不育症治療費助成事業	流産や死産を繰り返す不育症に悩む夫婦の経済的な負担を軽減するために治療費や検査費の一部を助成します。	●	
11	妊娠期の母子の健康保持	健診費用や通院に係る交通費を助成します。 * 妊婦健康診査費用助成事業 * 妊婦健診交通費助成事業 * 妊婦健診精密検査費助成事業	●	
12	新生児聴覚検査費助成事業 [新規]	耳の聞こえに先天的な異常がないか調べるために行う、新生児聴覚検査の費用を助成します。	●	
13	産後ケア事業 [新規]	育児や家事で産後の身体を休めることができないなど、支援が必要な母子対象に、日帰りデイサービスを行います。	●	
14	出産・子育て応援交付金事業 [新規]	妊娠期から出産・子育てまで一貫した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施します。	●	
15	紙おむつ購入助成事業	新生児を持つ家庭に対して町内取扱店で使用できる紙おむつ購入券を支給し子育ての経済的負担軽減に役立てていただきます。		●
16	新入学児童記念品贈呈事業	小学校新入学児童に記念品を贈り、元気で楽しい学校生活が送れるよう激励します。		●
17	夢★運ぶトヨッピー サンタ事業	歳末時期に、これからを担う子ども達へクリスマスプレゼントを渡します。		●

項番	施策（事業）	事業概要	町の地域福祉計画	社協の地域福祉実践計画
18	トヨッピーすくすくサポート「チャイルドシート貸出し事業」	必要な世帯へチャイルドシートの貸出を行い、子育て世帯への経済的負担軽減を図ります。 		●



#### （４）就労支援

##### 現状と課題

○就職や社会参加を目指す障がい者等の就労支援を行う事業を、喫茶ふわりやひだまり交流館のコミュニティカフェで行っています。  
喫茶業務のみの支援となっているため、適応できない場合の業務の検討と、利用に向けてのアプローチの方法や事業の周知を検討していかなければなりません。

○障がい者の就労支援は、町内に事業所がないことから、町外で事業展開している就労支援事業所に通所し、作業に応じた収入を得ています。

通所については、事業所による送迎のほか、社会福祉協議会が事業所までの送迎を行い、就労と社会参加を促しています。

○高齢者の就労支援を行う「生きがいセンター」は、新規加入者も少なく、会員の高齢化が大きな課題となっています。

現在は、他の福祉団体と同様に、社会福祉協議会の一部支援を受けながら単体の組織として運営を行っていますが、今後、どのような事業展開をするのか、持続可能な組織運営の検討が求められます。

### みんなで行うこと

- 地域内で孤立した人がいたときは、民生委員・児童委員や町に連絡しよう。
- 障がい者の特性を理解し、それに応じた配慮をしよう。

### 町と社協の施策

項番	施策（事業）	事業概要	町の地域福祉計画	社協の地域福祉実践計画
1	障がい者等就労支援 	障がい者等の一般就労に向けた就労体験の場である喫茶ふわりやひだまり交流館のコミュニティカフェに支援をします。 また、就労先の確保について、関係機関（障がい者就労支援センターだいち）と連携し取り組みます。	●	●
2	生きがいセンター 運営補助 [検討]	生きがいセンター開拓員の人件費を補助し、高齢者の就労を支援します。	●	●

## 基本目標 3 安心・安全な暮らしができる仕組みづくり

### (1) 交通・移送支援

#### 現状と課題

○高齢者の交通支援として、65歳以上の高齢者世帯等に対し福祉タクシー乗車券を交付し、また、「患者輸送バス」を「お出かけバス」に名称を変更し、病院の通院のほか、ゲートボール場の利用や買い物などの利便性を向上させるため、往復便数を増やし交通弱者である高齢者の支援をしています。

農村地域は1週間に一度の運行であるため、運転免許証を持たない方にとっては十分とは言えず、地域座談会でも多くの地域から意見が出され、住民にとって大きな地域課題となっています。

今後、交通手段の確保について、福祉課、住民課、企画課、施設課、教育委員会と協議検討するとともに、既存のバスの乗り方、使い方について周知、体験する方策も考えていきます。

○病院から豊頃駅までコミュニティバスを運行し、市街地に住む高齢者等の交通手段として多くの方が利用し、高校生の通学バスとしても子育て世帯への通学を支援しています。

また、大津及び二宮地区住民の交通の便を確保するために町有バスを運行しています。

しかし、土曜・日曜日の休日のコミュニティバスの運行がなく、福祉タクシーの利用もできないことから、町民にとって不便のない地域公共交通の維持・確保について、福祉課、住民課、企画課、施設課、教育委員会と協議検討しなければなりません。

○障害福祉サービス利用者及び地域活動支援センター利用者を対象とした、通所移送サービスを社会福祉協議会に委託するとともに、自家用車等で通所する方に対しては、交通費の助成を行い、交通弱者である障がい者の社会参加を支援しています。

○移送サービス事業（福祉有償運送）を実施し、公共交通機関を利用することが出来ない要介護高齢者や障がい者への通院送迎サービスを行っています。

町内医療機関では対応できない専門病院への通院や高齢者の運転免許証返納などの社会背景もあることから、今後さらなる利用増が見込まれます。

## みんなで行うこと

- 自家用車の運転が困難になった時の移動手段を検討しよう。
- 高齢者等、移動手段に困っている人に対して地域で協力して支援できないか検討しよう。
- 既存の公共交通を活用しよう。

## 町と社協の施策

項番	施策（事業）	事業概要	町の地域福祉計画	社協の地域福祉実践計画
1	福祉タクシー乗車券交付事業	65歳以上の高齢者世帯にタクシー乗車券を交付します。	●	
2	お出かけバス（患者輸送車）、コミュニティバス、町有バスの運行	お出かけバス（患者輸送車）、コミュニティバス、町有バスを利用し、交通弱者の支援を行います。	●	
3	お出かけバス、コミバスの周知 [新規]	既存の町移動機関（お出かけバス、コミバス）の乗り方や使い方の周知啓発を町担当者と協力して取り組みます。	●	●
4	地域活動支援センター通所交通費助成	障がい者が、地域活動支援センターへ通所するための交通費を助成します。	●	
5	障がい者移送	社会福祉協議会に業務を委託し、町外の障がい者施設に通所している方を対象に送迎を行い、社会参加を促します。	●	●
6	移送サービス（福祉有償運送事業）の実施	公共交通機関を利用することができない要介護高齢者や障がい者へ通院のための送迎サービスを行います。		●

## (2) 生活支援

### 現状と課題

○町では「まごころ通信員」を配置し、定期的に高齢者世帯宅を訪問し、孤独の解消と困りごとの相談を受け、見守りを行っています。

また、社会福祉協議会に委託し「安心みまも～る君事業」のサポーターが安否確認を行っている他、宅配業者コープさっぽろ及び北海道新聞販売所と協定を結び、訪問した際に異常があった場合、通報することになっています。

日頃から、地域でのちょっとした気かけによる見守りが求められています。

○高齢者や障がい者世帯などにとっては、冬季の除雪作業は大きな負担となっており、町内に身内のいない障がい者世帯や虚弱な80歳以上の高齢者世帯、寡婦世帯を対象に福祉除雪を行っています。高齢化に伴い、ますます除雪困難者が増える一方、除雪支援者が減っていることから、地域での支え合いによる除雪と、町全体で除雪体制について検討していかなければなりません。

○高齢者の買い物支援の一つとして、町内店舗で買い物した重たい商品を持ち帰ることが困難な場合、みまも～るサポーター、ボランティア等が自宅まで配達する、買い物配達サポート事業を開始し、利用者も定着しています。

また、買い物支援として、季節の買い物支援ツアーなど検討し、買い物に困難を抱えている町民を支援します。



買い物配達  
サポート

### みんなで行うこと

- 隣近所同士で見守りや助け合いのシステムができないか考えてみよう。
- 除雪などで困っている方を、地域で解決できる方法はないか検討してみよう。

## 町と社協の施策

項番	施策（事業）	事業概要	町の地域福祉計画	社協の地域福祉実践計画
1	高齢者安否確認 「安心みまも～る君事業」	社会福祉協議会が実施している、高齢者見守り事業を補助します。福祉関係者で選定した頻繁な見守りの必要な方へ、安心して生活できるようにサポーターが定期的な見守りを行います。	●	●
2	まごころ通信員の配置	定期的に高齢者世帯を訪問し、孤独の解消と困りごとの相談や軽微なお手伝いを行います。	●	
3	買い物配達サポート事業 [新規]	町内店舗で買い物した重たい商品を持ち帰ることが困難な場合、みまも～るサポーター、ボランティア等が自宅まで配達します。	●	●
4	福祉除雪の実施	身内のいない障がい者世帯、虚弱な80歳以上の高齢者世帯や寡婦世帯を対象に福祉除雪を実施します。	●	
5	高齢者住宅みまもり事業	福祉ゾーン内にある高齢者住宅入居者の安否確認を行います。		●
6	買い物支援事業（季節の買い物支援ツアー） [新規]	お盆、お正月等、特別に購入品が必要となる季節に、ボランティア等の補助を受け、町外店舗に買い物に行きます。		●
7	冬の転倒予防ころば～ず事業 [新規]	塩カルや焼き砂を無料配布し、自宅前等にまいてもらい、冬期間の転倒を防ぎます。	●	●

### (3) 災害時、緊急時支援と防犯対策

#### 現状と課題

- 災害発生時に避難所での生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦など要配慮者を受け入れるために、特別養護老人ホームとよころ荘と地域密着型介護老人福祉施設はるにれ Toyokoro を福祉避難所として指定しています。  
災害時に支障をきたさないよう指定施設と定期的に協議を行い、連絡体制、連絡方法について点検、改善に努め、要配慮者に配慮した設備の充実を図り、災害時に備えます。
- 町が保有している情報等をもとに、災害時等に対応すべき避難行動要支援者名簿を地域の民生委員・児童委員の協力を得て作成しましたが、整備後においての要配慮者の状況の変化に応じた随時の更新が課題となっています。
- 災害などの被害を最小限に抑えるためには地域の力が必要です。本町の自主防災組織は、大津、牛首別、豊頃二区、茂岩五区、茂岩六区の5団体が組織され、「協働のまちづくり交付金事業」を活用し、防災訓練等を組織において開催しています。アンケート調査で、災害時の対応について「介助がなければ避難できない」と23.5%の回答があり、今後、新規組織が形成され、地域の要配慮者の支援が円滑にできるよう押し進める必要があります。
- 高齢者世帯に対し、詐欺などの犯罪に巻き込まれないように通話録音装置の設置と病気等の緊急時に対応するため、緊急通報システムの設置を奨めています。しかし、両方の装置を設置することができないことと、電話以外の訪問者に対する詐欺防止対策が課題となっています。
- 高齢者や障がい者が行方不明になった場合の捜索の支援体制として、各関係機関の協力・連携によりSOSネットワークを設置しています。  
また、高齢者が広域移動により行方不明となった場合においては、十勝圏域内にある他のSOSネットワークと連携し、広域捜索ができる体制を構築しています。
- 大規模災害時には復旧、復興のため町外からのボランティア支援が不可欠です。  
災害ボランティアセンターの設置マニュアルを策定している社会福祉協議会では、北海道社会福祉協議会と災害ボランティアセンターが設置された場合、受け入れに関する人的支援等の協力体制の災害に関わる協定を結んでいます。

今後は災害対策本部（町）と協定書等を締結し、連携を密にすることや、災害ボランティアセンターへの理解が必要となってきます。

### みんなで行うこと

- 自主防災組織の結成を検討し、災害時に備えよう。
- 詐欺防止装置又は緊急通報システムを設置しよう。
- 地域で困っている人がいたら、日頃から声を掛け合おう。
- 消費者被害に遭わないように、警察や役場などからの発信情報を気にかけてよう。

### 町と社協の施策

項番	施策（事業）	事業概要	町の地域福祉計画	社協の地域福祉実践計画
1	福祉避難所の充実	福祉避難所に指定している施設において、要配慮者が必要とする物資の備蓄と器材設備を充実させ、災害時の要配慮者支援に備えます。	●	
2	避難行動要支援者名簿の整備	要配慮者の支援が円滑にできるよう、民生委員・児童委員の協力を得て、名簿を整備します。	●	
3	緊急通報システムの設置	ひとり暮らし高齢者がけがや急病などの緊急時に消防に通報できる装置を設置します。	●	
4	通話録音装置の設置	詐欺防止のガイダンスが流れる装置を高齢者世帯の電話機に設置します。	●	
5	SOSネットワーク体制の構築	高齢者や障がい者が行方不明になったとき、協力関係機関に情報を提供し捜索に協力してもらいます。	●	

項番	施策（事業）	事業概要	町の地域福祉計画	社協の地域福祉実践計画
6	災害ボランティアセンター設置運営機能の整備	災害ボランティアセンター設置マニュアルを随時更新し、大規模災害時のボランティア受け入れ機能の整備と、道社協と町の協定を締結することを検討し、スムーズな運営に努めます。	●	●



●避難行動要支援者名簿とは・・・

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者など（要配慮者）に対して、災害情報の提供や避難等の手助けが地域の中で素早く、安全に行われる体制づくりを行うために、地域において避難支援を希望される方の名簿登録を行い、地域の自治会や自主防災組織、民生委員などの協力関係者に対して名簿を提供し、平常時の見守りや災害時の避難支援、安否確認などに役立ててもらうものです。

●福祉避難所とは・・・

避難行動要支援者が避難生活をするための、特別な配慮がなされた避難所。二次避難所であるため、小学校などの一般の避難所にいったん避難した後、必要と判断された場合に開設されます。

●SOSネットワークとは・・・

高齢者等の見守り・SOS ネットワークは、高齢者や障がいのある方が行方不明になった時に、警察だけでなく、地域の生活関連団体等が捜索に協力して、すみやかに行方不明者を発見保護するしくみです。

## (4) 健康・介護予防

### 現状と課題

○本町の医療機関は、町立豊頃医院、町立大津診療所及び町立歯科診療所の3箇所を設置しています。

令和3年11月から町立豊頃医院及び大津診療所の管理運営を指定管理により公益社団法人に委託し、安定した医療の提供を行っています。

また、患者の送迎のために患者輸送車としてマイクロバスとワゴン車の2台を配置し、通院の交通手段を確保しています。

入院体制を持たない本町では、病状の急変が見られたときに、早急に入院体制が取れるよう、近隣医療機関との連携が重要です。

○運動機能向上、認知症予防、口腔機能向上及び低栄養改善のために、一般介護予防事業に取り組み、物忘れの気になる方を対象に「おとなの寺子屋(頭の体操教室)」、「地域まるごと元気あっぷプログラム」を導入し介護予防に努めます。

介護予防・生活支援サービス事業として要支援者に「生きがいデイサービス」を実施し、介護予防対策として今後も増加する利用者への通所体制を充実していく必要があります。

また、国保と後期高齢者保健事業と介護保険の地域支援事業を一体的に取り組み、フレイル状態に着目した疾病予防を行います。

○健康寿命を延ばすことや介護予防の観点から、いきいき介護予防運動事業を実施し、「ふまねっと」や「ガンバルーン」等の介護予防運動普及に努めており、要望のあった団体への有資格者派遣やサロン等で運動を行っています。

また、新たに健康KENDAMA(けん玉)にも取り組み、世代に関係なく取り組めるよう普及に努めます。

更に、豊頃町独自のご当地体操である「二宮金次郎体操」は、多くの町民に親しまれていることから、ご当地体操として継承され普及、拡大していくことが必要です。

○高齢者の健康増進を図るため、町や社協が主催するゲートボール大会を開催し、高齢者を中心としたゲートボール愛好者が利用する高齢者健康増進センターの施設維持に努めます。



## みんなで行うこと

- 生活習慣病の予防のため、日頃から食生活に気を付け、運動をしよう。
- 各種健康診断を受診し、早期発見、早期治療につなげよう。
- 介護予防事業に積極的に参加しよう。

## 町と社協の施策

項番	施策（事業）	事業概要	町の地域福祉計画	社協の地域福祉実践計画
1	地域医療を守る取組	豊頃医院及び大津診療所の指定管理者による管理運営を行い、また、豊頃歯科診療所においても安定した医療の提供を行います。	●	
2	特定健診・後期高齢者健診・フレイル健診	生活習慣病・介護予防のため、国保、後期高齢者医療加入者に対する健診を実施します。	●	
3	健康教室	自治会や老人クラブ等の各種団体の要請に応じ、健康に関する教室を実施します。	●	
4	介護予防の推進	地域包括支援センターを中心として、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護予防事業を実施します。	●	
5	高齢者健康増進センターの利用促進と町長杯ゲートボール大会の実施	ゲートボール場の利用の促進と、町長杯ゲートボール大会を開催し、高齢者の健康増進を図ります。	●	
6	いきいき介護予防運動事業	健康寿命の延伸や介護予防運動として「ふまねっと」「ガンバルーン」「金次郎体操」の普及に努め、フィットネスカフェを実施し、気軽に運動できる機会を提供します。	●	●

項番	施策（事業）	事業概要	町の地域福祉計画	社協の地域福祉実践計画
7	お元気サロンの支援	住民が自主的に行っている軽運動を主としたサロン活動の支援を行います。		●
8	社協会長杯ゲートボール大会の実施	高齢者健康増進のために大会を開催します。		●
9	生きがいデータベース	要支援の高齢者を対象にしたレクリエーション等を通じ介護予防や生きがいを築きます。	●	●
10	おはよー会（ラジオ体操広場） [新規]	健康増進や地域住民の集いの場として、住民が中心となり実施しているラジオ体操広場の支援を行います。		●
11	健康 KENDAMA（けん玉）普及 [新規]	介護予防や脳トレ、世代間交流としてけん玉に取り組み、定期的な講座や検定を実施します。		●
12	おとなの寺子屋（頭の体操教室）	記憶や認知機能に不安のある高齢者を対象に脳トレやレクリエーションを行い自立した生活維持を図ります。	●	●

おはよー会  
（ラジオ体操広場）



健康 KENDAMA（けん玉）

## (5) 情報提供

### 現状と課題

○福祉サービスや検診情報をわかりやすく町民に知らせるために「ほけん・ふくしガイド」を発行しています。

また、広報や役場だより、ホームページに掲載するほか、LINE のアプリケーションを利用し、町からの「お知らせ」を配信し、登録された方々へ迅速な情報配信を行っています。

しかし、高齢者や障がい者にとっては、情報の取得に困難を抱えている方もいることから、わかりやすく情報を周知する方法として、まごころ通信員を活用するなど、情報提供に努める必要があります。

○「社協だより」を発行し、社会福祉協議会の事業の周知等を行うとともに、ホームページの更新や SNS を利用した情報発信を行っています。

また、トヨッピー（キャラクター）を活用し、どの年代にも親しみやすい社会福祉協議会を目指し地域福祉への関心を持っていただけるように工夫しています。

### みんなで行うこと

- 広報や「社協だより」の情報に関心を持つ。
- 豊頃町公式 LINE を登録しよう。

### 町と社協の施策

項番	施策（事業）	事業概要	町の地域福祉計画	社協の地域福祉実践計画
1	「ほけん・ふくしガイド」の発行	町民にわかりやすく、健診や福祉サービスの情報を提供します。	●	
2	町広報誌、「社協だより」、ホームページ等の活用	広報誌への掲載とホームページを更新し情報の提供に努めます。	●	●

項番	施策（事業）	事業概要	町の地域福祉計画	社協の地域福祉実践計画
3	豊頃町公式LINE 開設 [新規]	LINE のアプリケーションを利用し、町からの「お知らせ」を配信し、登録された方々へ迅速な情報配信します。	●	
4	地域福祉計画・地域福祉実践計画の進行管理と評価	計画についての達成評価を行い、福祉の町づくりプランを示します。	●	●
5	トヨッピー社協PR大使事業	親しみやすい社協としてキャラクターを利用し地域福祉に興味を持ってもらう PR を行います。		●

## （6）相談支援

### 現状と課題

○町福祉課では、子育てや子ども発達に関する総合的窓口として、子育て世代包括支援センター、高齢者の相談窓口である地域包括支援センター、障がい者の相談窓口として障がい者相談支援事業所を設置し、町民の多岐にわたる相談に対応しています。

生活上の困難を抱える方が、地域において自立した生活を送ることができるよう、また、サービスを適切に利用できるように、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制の構築と切れ目のない支援を行い、福祉部署を超え横断的に対応できる相談支援体制の充実を図る必要があります。

○生活困窮に直面している人の生活相談として、北海道が開設している自立相談支援事業所「とち生活あんしんセンター」があります。

町では、生活困窮者について、税、保険料、公共料金等の滞納がないか関係部署と情報の共有を図り、また、民生委員・児童委員等の地域ネットワーク、あるいは、近隣住民等によるインフォーマルな見守りにより生活実態を把握し、早期に自立相談支援事業所に繋げ、生活困窮者の自立に向けて支援していきます。

○障がいや疾患・ひきこもり等で自宅にいる方の対策については、地域の実情を把握している民生委員・児童委員や保健師、ケアマネージャーの訪問により情報を把握し、必要な支援につなぐよう関係機関と連携します。

○犯罪をした人の中には、高齢者や障がい者などの福祉的な支援が必要な人や出所時に住居や就労先がなく生活に困窮する人がいます。犯罪を減らすためには、犯罪をした人が再び犯罪に手を染めることがないように立ち直りを支援し、社会復帰を後押ししていくことが重要です。

犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みである「社会を明るくする運動」を保護観察所や保護司会をはじめとする民間協力者と連携して実施し、再犯防止に関する地域での理解を促進しています。

また、池田地区保護司会豊頃分区への補助金などにより、更生保護活動等への支援を行っています。

今後においても、関係機関と連携し、関係する情報発信や再犯防止に向けた取り組みの推進につなげていきます。

○町職員や社協職員による、福祉・健康・介護・資金貸付等、より充実した情報提供の機会や、合わせて日常の心配事を気軽に話せる相談窓口として、「なんでも相談カフェ」の設置を進めます。

## みんなで行うこと

□ 生活上での困りごとを相談するための相談窓口を確認しよう。

## 町と社協の施策

項番	施策（事業）	事業概要	町の地域福祉計画	社協の地域福祉実践計画
1	総合的な相談体制と対応の充実	町民の多岐にわたる相談に対し、関係部署と連携を取り、横断的に対応します。 また、相談にあたる職員の資質向上とともに気軽に相談できる体制づくりを進めます。	●	●

項番	施策（事業）	事業概要	町の地域福祉計画	社協の地域福祉実践計画
2	生活困窮者の相談支援	生活困窮者の生活支援に対する相談は、専門機関（とち生活あんしんセンター）との連携を図り、包括的に対応します。	●	●
3	ひきこもり者対策	ひきこもり者の情報を把握し、必要な支援につなぐよう関係機関と連携します。	●	●
4	身近な相談体制の確保	民生委員・児童委員や身体障がい者・知的障がい者相談員の活動を充実させるために、研修や情報提供等を図り、活動を支援していきます。	●	
5	再犯防止に向けた取り組みの推進 （地方再犯防止推進計画） [新規]	再犯を防止するために、保護司を始めとする更生保護関係団体、関係機関との協議を進め、罪や非行の防止と刑期を終えた人たちの更生に対する地域の理解促進に取り組みます。	●	
6	なんでも相談カフェ [新規]	福祉・健康・介護・資金貸付等、より充実した情報提供の機会や、合わせて日常の心配事を気軽に話せる相談窓口の設置を進めます。	●	●



●生活困窮者自立支援法とは・・・

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れがある人に対し、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律です。

就労など自立に関する相談や住居の確保に必要な費用の給付、子どもの学習支援を行います。

●とち生活あんしんセンターとは・・・

仕事や生活のことで困っているのに誰に相談していいかわからないなど、様々なことについて相談にのるために、北海道十勝総合振興局が作った相談窓口です。

## (7) 福祉サービスの提供

### 現状と課題

- 高齢者等の在宅生活を支援するため、栄養バランスのとれた食事の提供と安否確認を行う配食サービスを社会福祉協議会に委託し、また、冬期間の燃料費の負担軽減を図るため、200ℓ分の福祉灯油券を交付しています。  
高齢者のコミュニケーションの確保とひきこもりを防ぐため、補聴器購入費用の一部を助成し、社会参加促進を図ります。
- 障害福祉サービスの提供は、相談支援専門員と連携し、障がい者の希望に沿うサービス等利用計画に基づきサービスの支給決定をしています。  
本町には居宅介護と短期入所の指定を受けた事業所のみで、それ以外の障害福祉サービスは町外での利用となっています。今後、親の高齢化や障害の重度化により生活支援が重要な課題となるため、適切なサービスが提供できるよう体制整備に努めます。
- 社会福祉協議会は町理事者との懇談会等を通じ町と密接に連携し、町内ニーズに即した地域福祉施策を検討しています。
- 介護保険制度の狭間にあり介護保険では必要なサービスを受けられない方に、社会福祉協議会では車いすの貸し出しや、「あるくンデス事業」として歩行補助用品である伸縮型杖や杖用アイスピックを低価格で提供しています。
- 社会福祉協議会の歳末たすけあい事業として独居高齢者へのふれあい♥ゴミ袋券配布事業や在宅介護者介護手当見舞金の配布等歳末たすけあい募金を活用した事業を展開しています。
- 社会福祉協議会では、介護保険事業として居宅介護サービス事業（訪問介護事業）を展開し、要介護状態になっても在宅において自立した日常生活が営めるように、生活全般にわたる援助サービスの提供を行うとともに、総合事業の取り組みとして要支援の方へ町が独自に行う多様なサービスの提供も行っています。  
また、障がい者への居宅介護事業（身体介護、家事援助）を展開し、視覚障がい者への外出援助（同行援護事業）のサービスの指定を受けています。  
引き続き、町内事業所と連携し、利用者の利便を考慮した運営が必要です。

## みんなで行うこと

- 福祉サービスが必要になったときは、町や社会福祉協議会に相談しよう。

## 町と社協の施策

項番	施策（事業）	事業概要	町の地域福祉計画	社協の地域福祉実践計画
1	在宅福祉サービス（配食サービス）	栄養バランスのとれた食事の提供と安否確認をするための配食サービスを社会福祉協議会に委託し実施します。	●	●
2	高齢者補聴器購入費助成事業 [新規]	65歳以上の高齢者を対象に、補聴器購入費用の一部を助成（上限3万円）し、高齢者のコミュニケーションの確保とひきこもりを 방지、社会参加促進を図ります。	●	
3	福祉灯油券交付事業	一定の収入以下の65歳以上の高齢者世帯、ひとり親世帯、障がい者世帯、準要保護世帯に対し、福祉灯油券200リットル分を交付し、冬期間の燃料費の負担を軽減します。	●	
4	障がい福祉サービスの提供と地域生活支援事業	障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づき、適正な障害福祉サービスを提供します。また、障がい者の日常生活を支援するため、地域生活支援事業を実施します。	●	
5	地域ケア会議の開催	保健・医療・福祉関係者からなる「地域ケア会議」を開催し、支援を必要とする人が個々の状況に応じた、適切なサービスが受けられるよう調整します。	●	

項番	施策（事業）	事業概要	町の地域福祉計画	社協の地域福祉実践計画
6	社協役員と町理事者懇談会	町福祉施策について懇談し町の地域福祉のあり方について相互理解を深めます。		●
7	車いす貸付事業	介護保険の対象とならず、福祉機器が借りられない方や急なケガなどの方へ一時的に車いすを貸し出します。		●
8	歩行補助用品販売「あるくンデス」事業	日常生活で必要とされる方へ伸縮型杖や杖用アイスピックを低価格で提供します。		●
9	各福祉団体への助成と事務局としての運営支援	老人クラブ連合会、身障者分会、手をつなぐ親の会、殉公遺族会等の福祉団体へ助成を行い事務局としてサポートします。		●
10	独居高齢者ふれあい♥ゴミ袋券配布事業	ひとり暮らし高齢者で希望する方にゴミ袋券を配布しています。		●
11	在宅介護者介護手当事業	在宅で長期にわたり介護を行っている介護者に日頃の労をねぎらうため介護手当を贈ります。		●
12	訪問介護事業	要介護・要支援者・障がい者が在宅で自立した生活が送れるように日常生活支援を行います。		●

## (8) 権利擁護

### 現状と課題

○町では、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人が権利擁護、成年後見制度を利用した金銭管理や契約行為を支援するために、成年後見人の報酬等の支払いが困難な世帯に対し助成するとともに、身寄りのない方については、町長が成年後見等開始審判の申立人となる制度があります。広く町民に制度の周知を図り、利用促進に努めてまいります。

○社会福祉協議会では、独自事業として一時的な生活困窮者へ自立生活を促す足掛かりとして、一時援護貸付事業や北海道社会福祉協議会事業である、日常生活自立支援事業の受託や生活福祉資金貸付事業の窓口相談業務を実施しています。

今後、町や関係機関等と連携し、成年後見制度も含めた地域における権利擁護支援を総合的に取組める体制の構築を進めていくためには、専門職等の人材の確保が課題となっています。

### みんなで行うこと

- 地域内で困っている方や財産が脅かされている人を見かけたら、町や社会福祉協議会に連絡しよう。
- 虐待と思われることを目撃や耳にしたときは、警察や町に連絡しよう。

### 町と社協の施策

項番	施策（事業）	事業概要	町の地域福祉計画	社協の地域福祉実践計画
1	成年後見制度利用助成	成年後見人の報酬等の支払いが困難な者に対し助成し、利用の促進を図ります。	●	
2	一時援護資金貸付業務	一時的な生活困窮者へ資金の貸付けを行い経済的自立と生活意欲の助長促進を支援します。		●

項番	施策（事業）	事業概要	町の地域福祉計画	社協の地域福祉実践計画
3	日常生活自立支援事業業務委託契約（道社協より）	福祉サービス利用援助事業に関する業務を行い、日常生活についての相談や生活費の管理を行い支援します。		●
4	生活福祉資金貸付事業	道社協事業である貸付事業への相談窓口対応を行います。		●
5	権利擁護センター（仮）の設立	日常生活自立支援や成年後見、各種資金貸付業務を統括した相談窓口の設置を進めます。	●	●

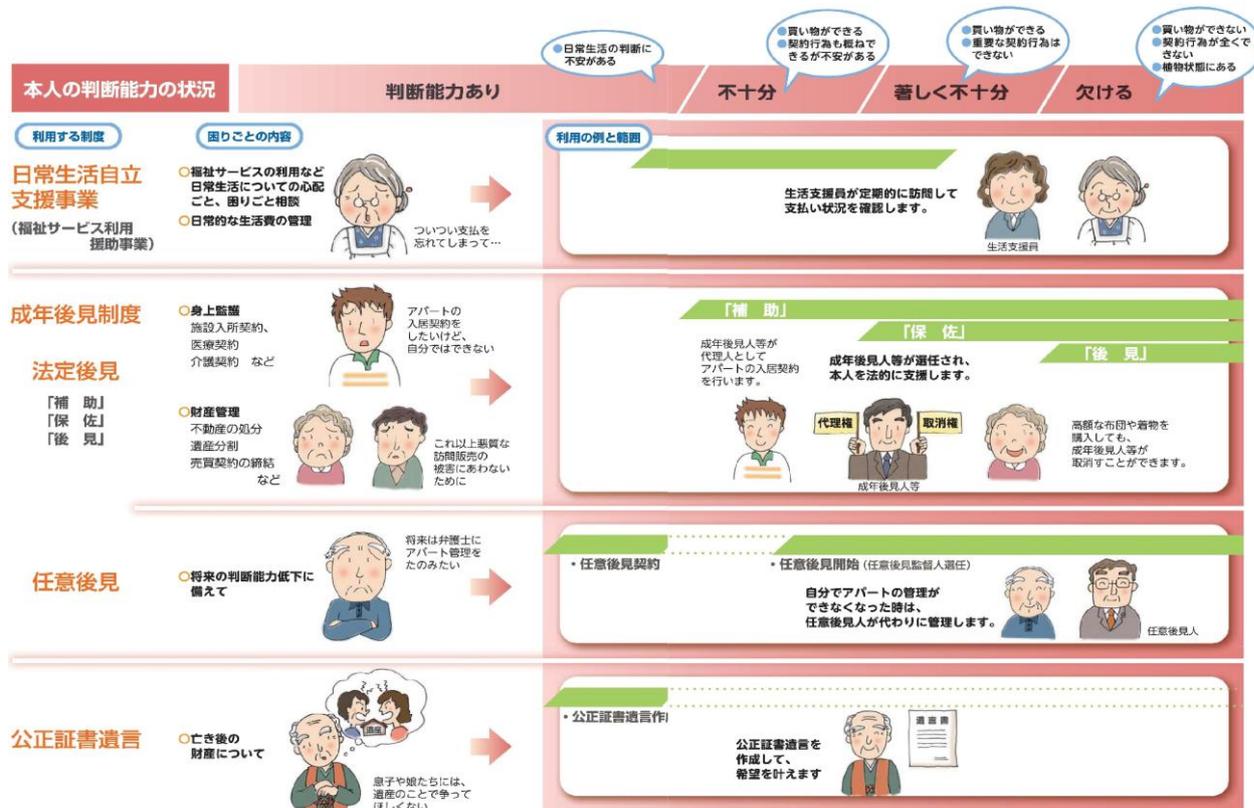


●成年後見制度とは・・・

認知症や障がいなどによって、判断能力が十分でない人の権利を保護するための制度で、判断能力に応じて、後見（全くない）、保佐（特に不十分）、補助（不十分）と分類されます。

●日常生活自立支援事業とは・・・

判断能力が低下している高齢者や障がい者等のうち、契約行為が可能な方で、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などを支援員が行う制度です。



# 第5章 計画の推進体制

## 1 推進体制の整備と計画管理

計画の着実な推進を図るため、庁内の横断的な連携を進めるとともに、町の福祉課・社会福祉協議会において具体的な方策等を検討し、関係機関と連携した取組を進めていきます。

## 2 計画の普及・啓発

本計画を推進していく上では、計画の目指す地域福祉の方向性や取組について、町民をはじめとする計画に関わる全ての人々が共通認識を持つことができるように、広報やホームページなどを活用し、広く町民に周知し、計画の普及・啓発を行います。

## 3 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は、地域に生活している住民一人ひとりです。

住み慣れた地域で支え合い・助け合える社会を実現させるためには、行政の取組だけでなく、地域住民との協働が不可欠となります。

また、地域には多様な生活課題・福祉ニーズが潜在しており、それらに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、関係機関・地域組織、事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が相互に連携し、それぞれの役割を果たしながら協働により計画を推進します。

### (1) 住民の役割

各種の講演や福祉活動、ボランティア活動などへ参加するなど、福祉に関心を持ち、ひとり暮らしの高齢者などへの声かけや見守る活動など、自分ができることを積極的に取り組むことが期待されます。

## **(2) 事業者の役割**

社会福祉に取り組む事業者は、国や北海道の福祉施策の方針等を踏まえ、質の高いサービスを継続的に提供し、また、住民への福祉サービスに対する情報提供や相談などに積極的に取り組むことが期待されます。

## **(3) ボランティア**

子育て支援、高齢者支援など専門性の高い分野では、その活動をより活発化するとともに、活動内容の住民各層への広報や行政への施策提言を行うことも期待されます。

## **(4) 社会福祉協議会の役割**

豊頃町社会福祉協議会は、住民の福祉ニーズを発掘、発見するとともに、地域に根ざした在宅福祉サービスの提供を担う機関として、大きく貢献しています。

今後、さらに福祉団体や住民、ボランティア組織の活動と連携を図り、効果的な事業推進を行うことが期待されます。

そのため本計画は、町の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉実践計画を一体的に策定したもので、事業実施に当たっては相互に連携しながら、計画の実現を目指します。

## **(5) 行政の役割**

地域福祉の推進にあたっては、地域住民や関係団体などの自主的な取組が重要な役割を担います。

そのため、行政は町民の福祉向上を目指し、福祉施策を総合的に推進していく役割を担います。

また、地域住民や関係団体などの自主的な取組への支援を行うとともに、行政内部においては、保健・医療・福祉分野を始め、教育・防災・防犯・交通などの横断的な施策の推進に取り組みます。

町職員一人ひとりが意識を持ち、地域社会の構成員であることを認識して、常に研鑽を重ねて町民の信頼を得ることが必要です。

住民とともにお互い協力し、支え助け合う職員を育成し、町民と協働した福祉を推進します。

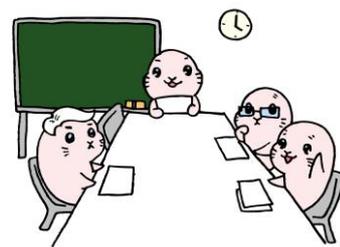
## 4 計画の検証と見直し

本計画は5年間にわたる計画であり、地域課題や住民ニーズの変化、福祉関連施策に関する国の方針変更等に柔軟に対応し、継続的な計画内容の検証、見直しを行い、計画を実行するため地域座談会の開催など住民の意見や生活実態を適切に反映します。

また、本計画の進行管理を行うため、達成できたか否かを担当職員及び社協職員により内部評価を実施し、年度ごとの進捗状況を把握・評価し、その後の計画の推進に反映します。

### ■ 5段階により単年度評価

1. 十分達成できた
2. おおむね達成できた
3. 現状維持
4. あまり達成できなかった
5. 未達成





# 資料編





第2期  
豊頃町地域福祉計画・  
豊頃町地域福祉実践計画策定のための  
アンケート調査結果

《調査の概要》

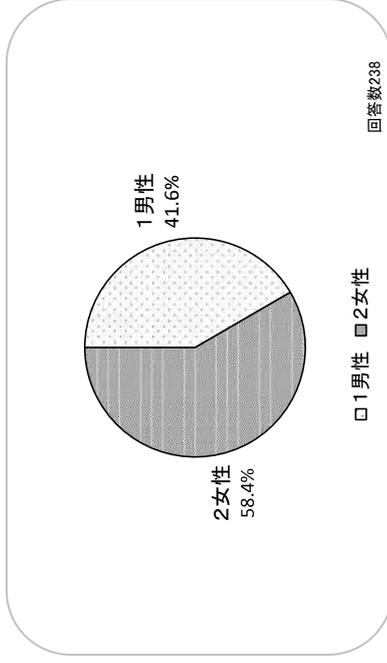
対象者	20歳以上の住民基本台帳登載者を無作為で抽出
配布人数	600人
回収票人数（回収率）	238人（39.7%）
実施期間	令和4年7月～8月
配布・回収方法	調査票の郵送による発送・回収

回答者数(回答率)	238	39.7%
(人)		(%)

あなたとご家族についておうかがいします

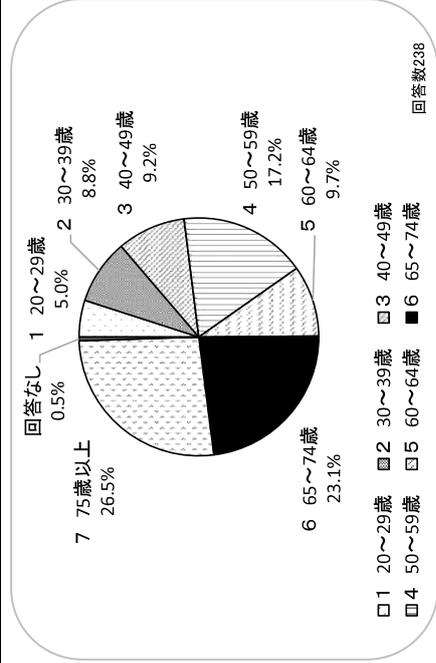
問1 あなたの性別をおうかがいします。(1つに○)

1 男性	99	41.6%
2 女性	139	58.4%



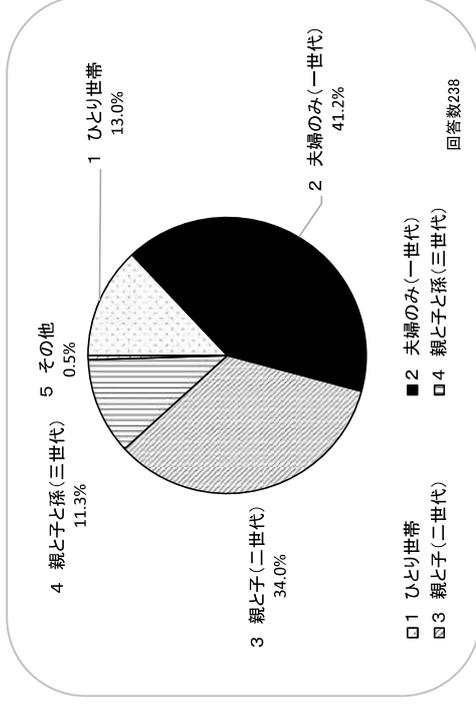
問2 あなたの年齢をおうかがいします

1 20～29歳	12	5.0%
2 30～39歳	21	8.8%
3 40～49歳	22	9.2%
4 50～59歳	41	17.2%
5 60～64歳	23	9.7%
6 65～74歳	55	23.1%
7 75歳以上	63	26.5%
回答なし	1	0.5%



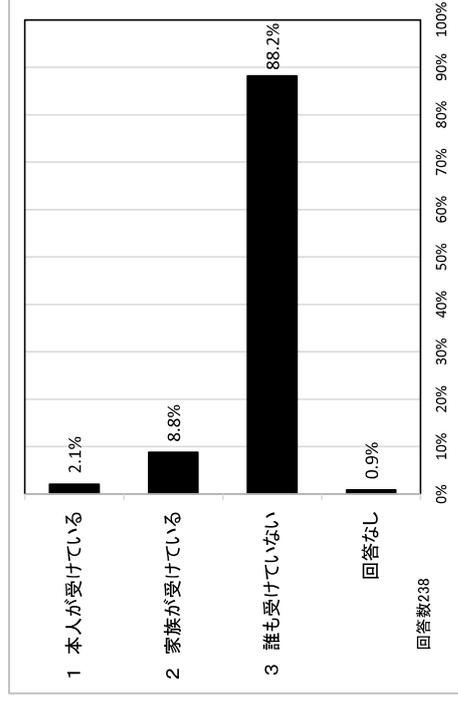
問3 あなたの家族構成をおうかがいします。(1つに○)

1 ひとり世帯	31	13.0%
2 夫婦のみ(一世帯)	98	41.2%
3 親と子(二世帯)	81	34.0%
4 親と子と孫(三世帯)	27	11.3%
5 その他 ・兄弟	1	0.5%



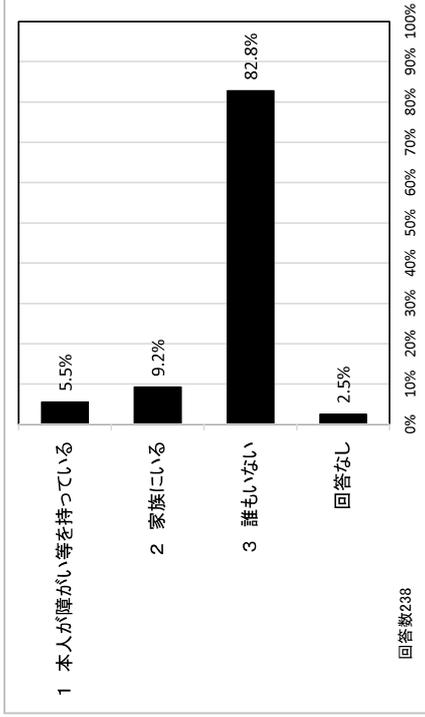
問4 あなたもしくは同居している家族に介護保険の要支援・要介護認定を受けている方はいますか。(あてはまるものすべてに○)

1 本人が受けている	5	2.1%
2 家族が受けている	21	8.8%
3 誰も受けていない	210	88.2%
回答なし	2	0.9%



問5 あなたもしくは同居している家族に身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病などの障がいのある方はいますか。(あてはまるものすべてに○)

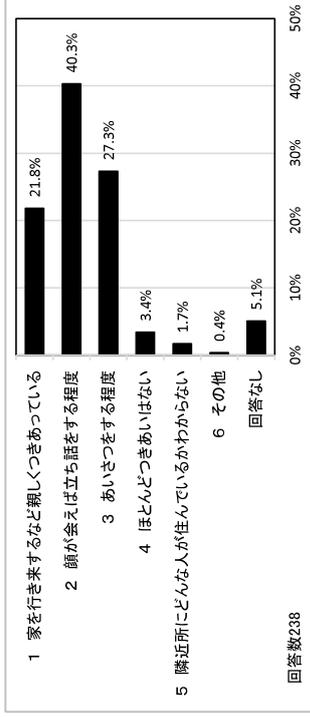
1 本人が障がい等を持っている	13	5.5%
2 家族にいます	22	9.2%
3 誰もいない	197	82.8%
回答なし	6	2.5%



「隣近所」のかわわりについておうかがいします

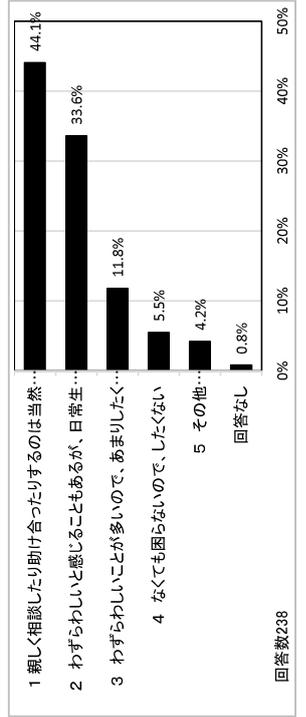
問6 あなたは、ふだんご近所の方との程度の付き合いをしていますか。(1つに○)

1 家を行き来するなど親しくつきあっている	52	21.8%
2 顔が会えば立ち話をする程度	96	40.3%
3 あいさつをする程度	65	27.3%
4 ほとんどつきあいはない	8	3.4%
5 隣近所にどんな人が住んでいるかわからない	4	1.7%
6 その他	1	0.4%
隣の家とは犬のことでもめて付き合い挨拶はない		
回答なし	12	5.1%



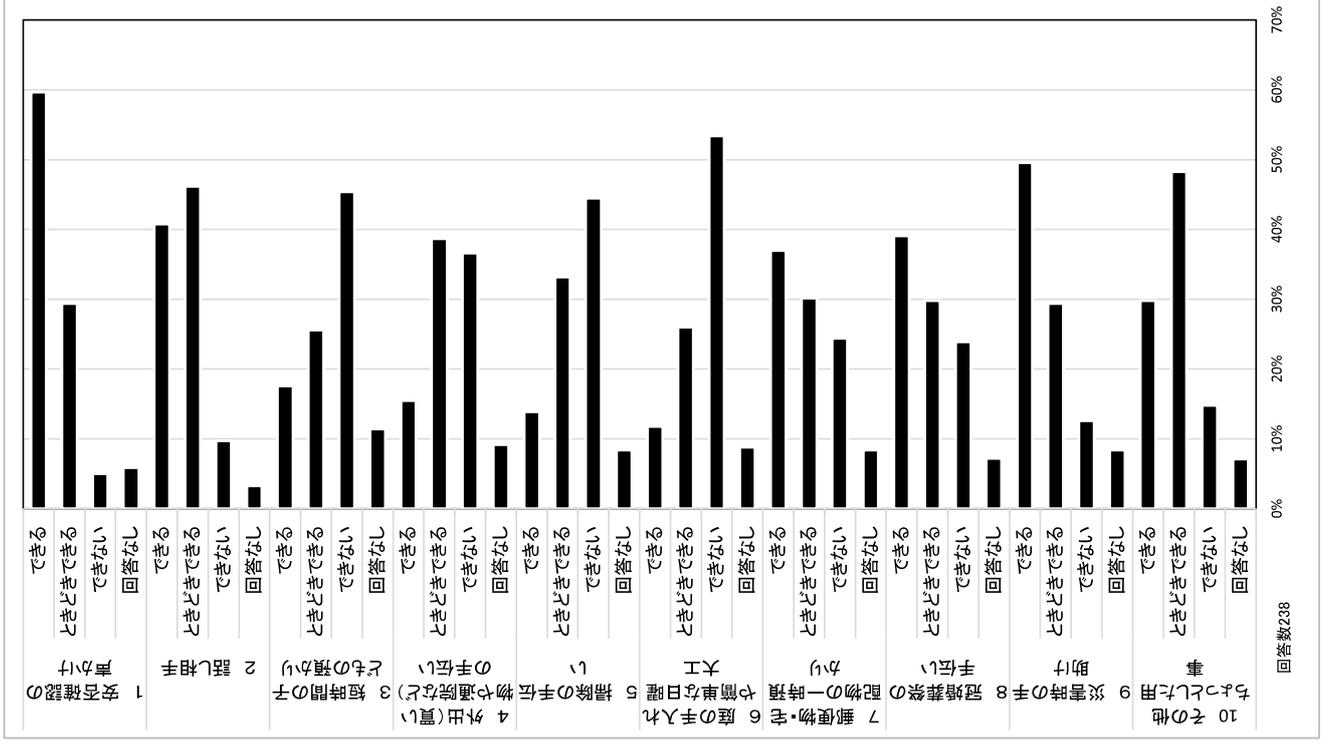
問7 あなたのご近所との付き合いに対する考え方は、次のどれですか。(もっとも近いもの1つに○)

1 親しく相談したり助け合ったりするのは当然である	105	44.1%
2 わずらわしいと感じることもあるが、日常生活の中で便利なことが多いので必要である	80	33.6%
3 わずらわしいことが多いので、あまりしたくない	28	11.8%
4 なくとも困らないので、したくない	13	5.5%
5 その他( )	10	4.2%
<ul style="list-style-type: none"> <li>・それなりにお付き合いしている</li> <li>・助け合い協力し合っていきたいと思います</li> <li>・頼まれた場合出来る事はしたい</li> <li>・その土地の習慣にそったお互い無理のない付き合いが理想</li> <li>・もし必要なら手助けしたいが必要性の把握が難しい</li> <li>・無くとも困らないが、したくない訳では無い</li> <li>・近所つきあいのきっかけが無い</li> </ul>		
回答なし	2	0.8%



問8 あなたは、近所の人から頼まれた場合、どのようなことができると思いますか。(各項目の番号に1つ0)

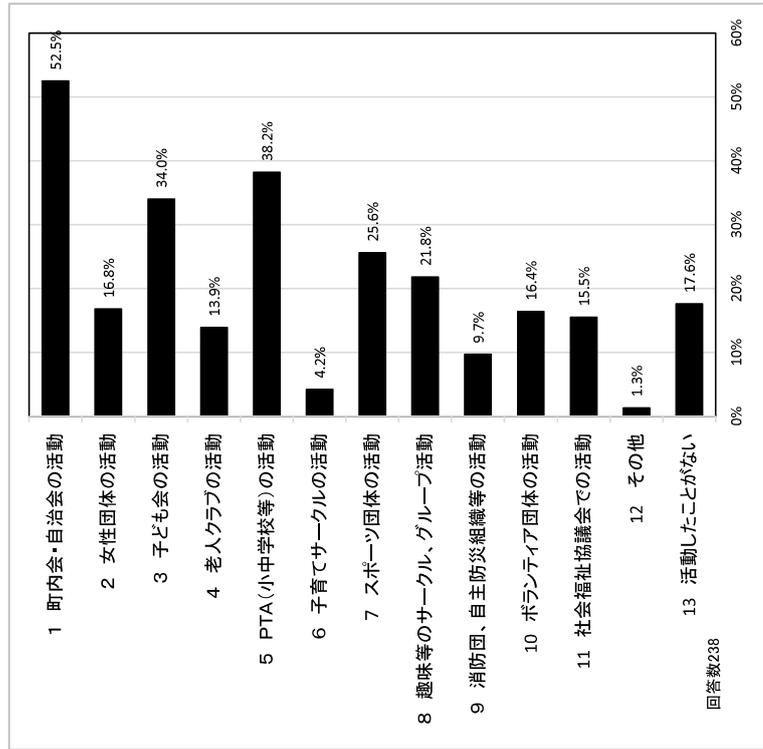
1 安否確認の声かけ	できる	142	59.7%
	ときどきできる	70	29.4%
	できない	12	5.0%
	回答なし	14	5.9%
2 話し相手	できる	97	40.8%
	ときどきできる	110	46.2%
	できない	23	9.7%
	回答なし	8	3.3%
3 短時間の子ども預かり	できる	42	17.6%
	ときどきできる	61	25.6%
	できない	108	45.4%
	回答なし	27	11.4%
4 外出(買い物や通院など)の手伝い	できる	37	15.5%
	ときどきできる	92	38.7%
	できない	87	36.6%
	回答なし	22	9.2%
5 掃除の手伝い	できる	33	13.9%
	ときどきできる	79	33.2%
	できない	106	44.5%
	回答なし	20	8.4%
6 庭の手入れや簡単な日曜大工	できる	28	11.8%
	ときどきできる	62	26.0%
	できない	127	53.4%
	回答なし	21	8.8%
7 郵便物・宅配物の一時預かり	できる	88	37.0%
	ときどきできる	72	30.2%
	できない	58	24.4%
	回答なし	20	8.4%
8 冠婚葬祭の手伝い	できる	93	39.1%
	ときどきできる	71	29.8%
	できない	57	23.9%
	回答なし	17	7.2%
9 災害時の手助け	できる	118	49.6%
	ときどきできる	70	29.4%
	できない	30	12.6%
	回答なし	20	8.4%
10 その他ちよっとした用事	できる	71	29.8%
	ときどきできる	115	48.3%
	できない	35	14.8%
	回答なし	17	7.1%



社会福祉に関する活動についておうかがいします

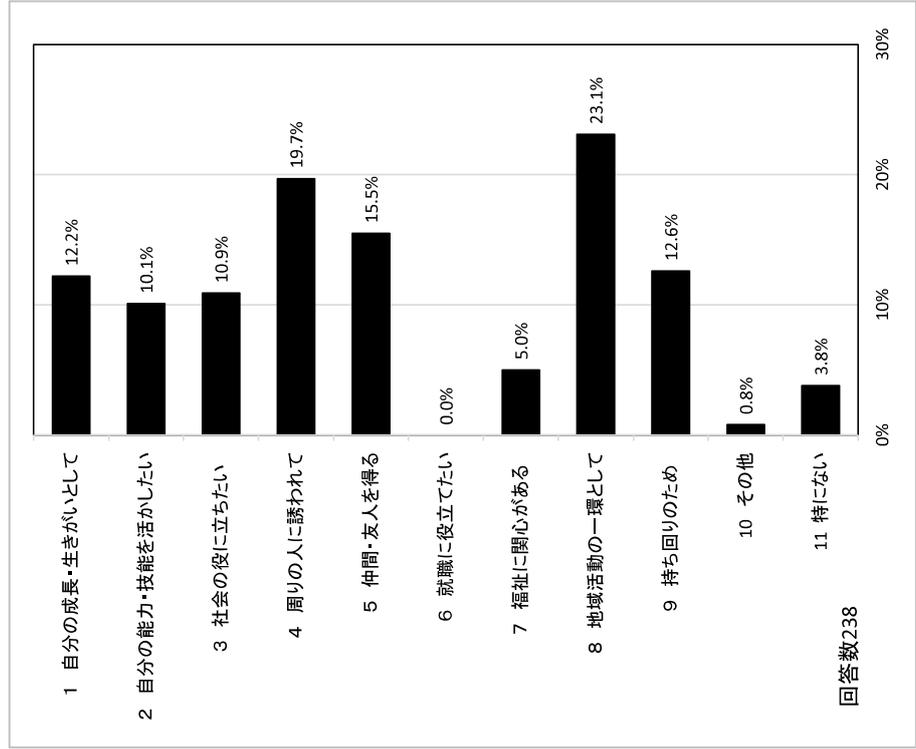
問9 あなたは、今までにどのような地域活動やボランティア活動等をしてきましたか。(あてはまるものすべてに○)

1 町内会・自治会の活動	125	52.5%
2 女性団体の活動	40	16.8%
3 子ども会の活動	81	34.0%
4 老人クラブの活動	33	13.9%
5 PTA(小中学校等)の活動	91	38.2%
6 子育てサークルの活動	10	4.2%
7 スポーツ団体の活動	61	25.6%
8 趣味等のサークル、グループ活動	52	21.8%
9 消防団、自主防災組織等の活動	23	9.7%
10 ボランティア団体の活動	39	16.4%
11 社会福祉協議会での活動	37	15.5%
12 その他	3	1.3%
・必然的に ・HP等健康まつりボランティア参加		
13 活動したことがない	42	17.6%



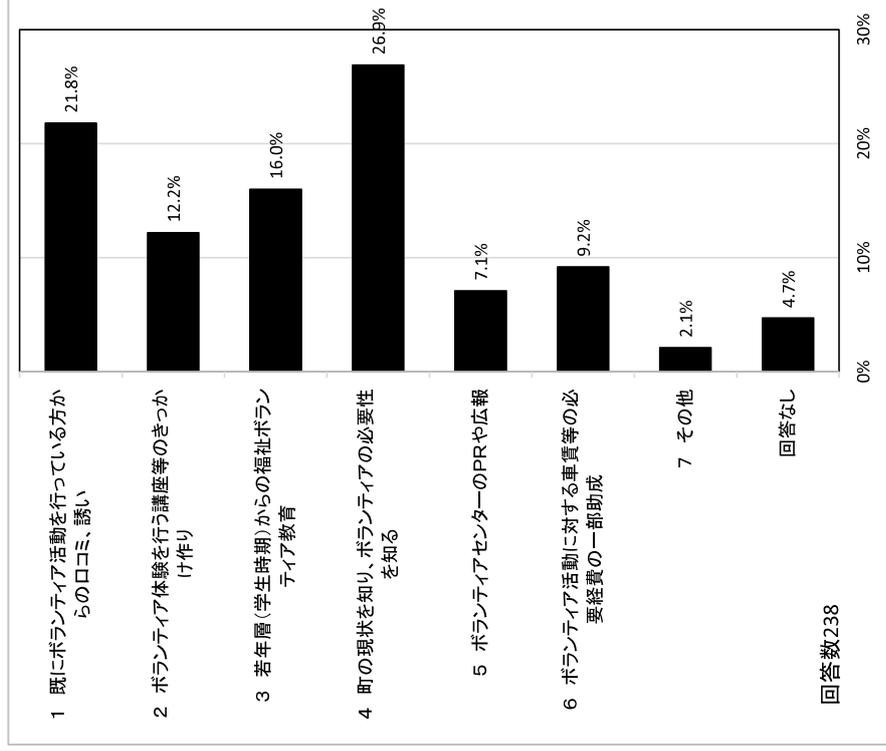
(問9で「13 活動したことがない」と答えた方以外の方におたずねします。)  
問10 地域活動やボランティア活動をしたい(している)動機はどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)

1 自分の成長・生きがいとして	29	12.2%
2 自分の能力・技能を活かしたい	24	10.1%
3 社会の役に立ちたい	26	10.9%
4 周りの人に誘われて	47	19.7%
5 仲間・友人を得る	37	15.5%
6 就職に役立てたい	0	0.0%
7 福祉に関心がある	12	5.0%
8 地域活動の一環として	55	23.1%
9 持ち回りのため	30	12.6%
10 その他	2	0.8%
11 特になし	9	3.8%



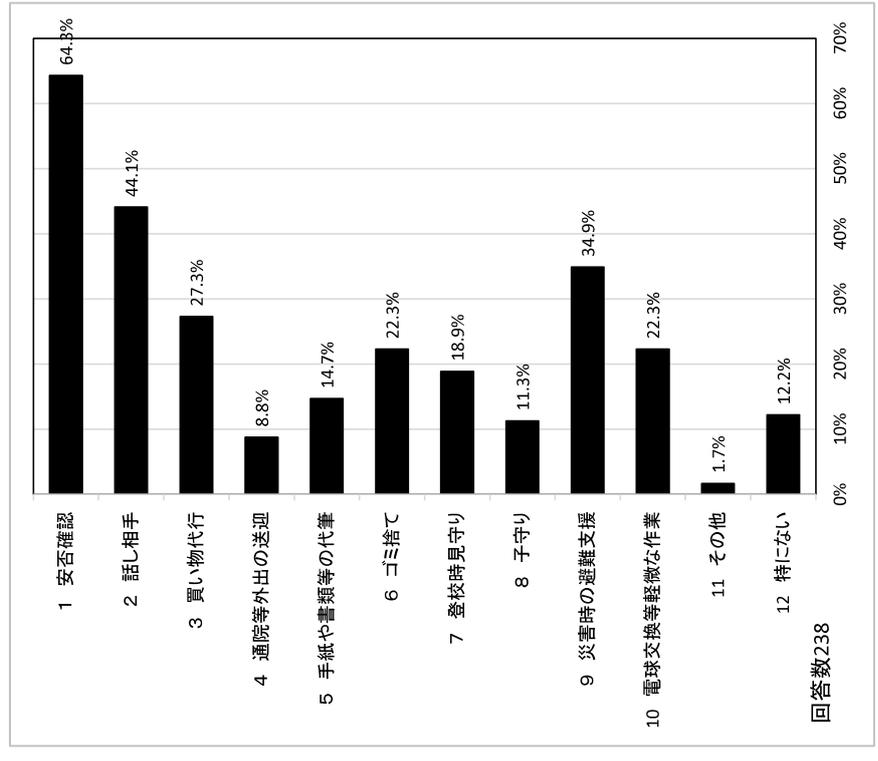
問11 新たなボランティア活動者を増やすためには、どのような取り組みが一番必要だと感じますか。(1つに○)

1 既にボランティア活動を行っている方からの口コミ、誘い	52	21.8%
2 ボランティア体験を行う講座等のきっかけ作り	29	12.2%
3 若年層(学生時期)からの福祉ボランティア教育	38	16.0%
4 町の現状を知り、ボランティアの必要性を知る	64	26.9%
5 ボランティアセンターのPRや広報	17	7.1%
6 ボランティア活動に対する車賃等の必要経費の一部助成	22	9.2%
7 その他	5	2.1%
<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座センターPRけこうやうやうてます今までのようすべて無料とは今の人たちは行かないようです</li> <li>・老人ばかりで絶望的だと思う</li> <li>・特にない</li> <li>・活動に関わる時間が無い</li> <li>・ゴミ等拾いたいすが、今何もしていない</li> </ul>		
回答なし	11	4.7%



問12 あなたが高齢者や障がい者、育原中の親、小学生等に対して協力やお手伝いできることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

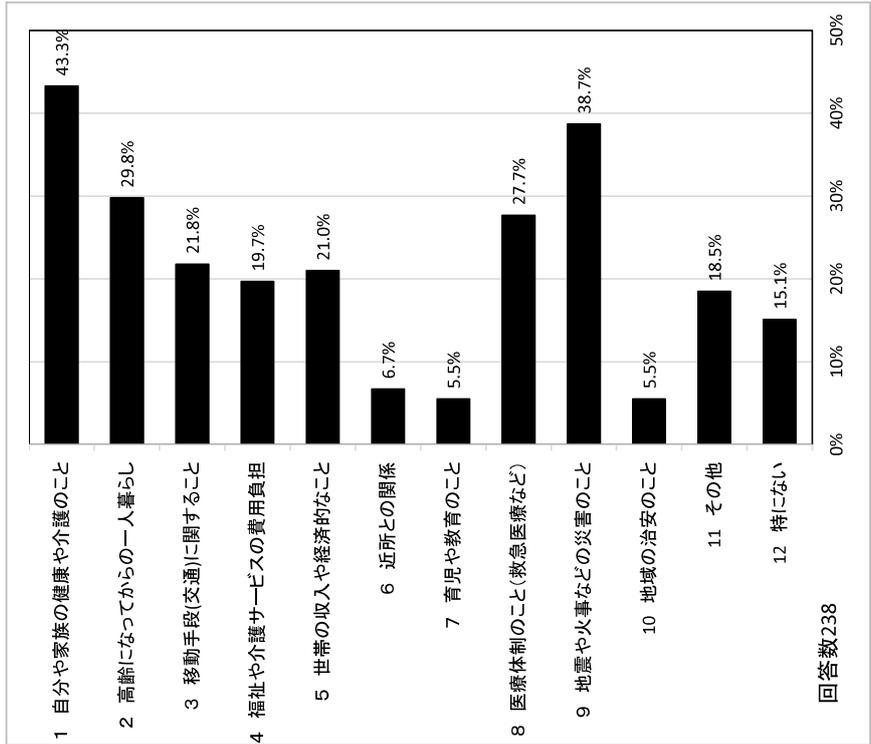
1 安否確認	153	64.3%
2 話し相手	105	44.1%
3 買い物代行	65	27.3%
4 通院等外出の送迎	21	8.8%
5 手紙や書類等の代筆	35	14.7%
6 ゴミ捨て	53	22.3%
7 登校時見守り	45	18.9%
8 子守り	27	11.3%
9 災害時の避難支援	83	34.9%
10 電球交換等軽微な作業	53	22.3%
11 その他	4	1.7%
<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業の身であり空いてる時間は協力が可能</li> <li>・本人が障害を持っている</li> <li>・呼びかけがあれば出来る事なら対応します</li> </ul>		
12 特にない	29	12.2%



日常生活における悩みや不安及び生活困難についておうかがいします

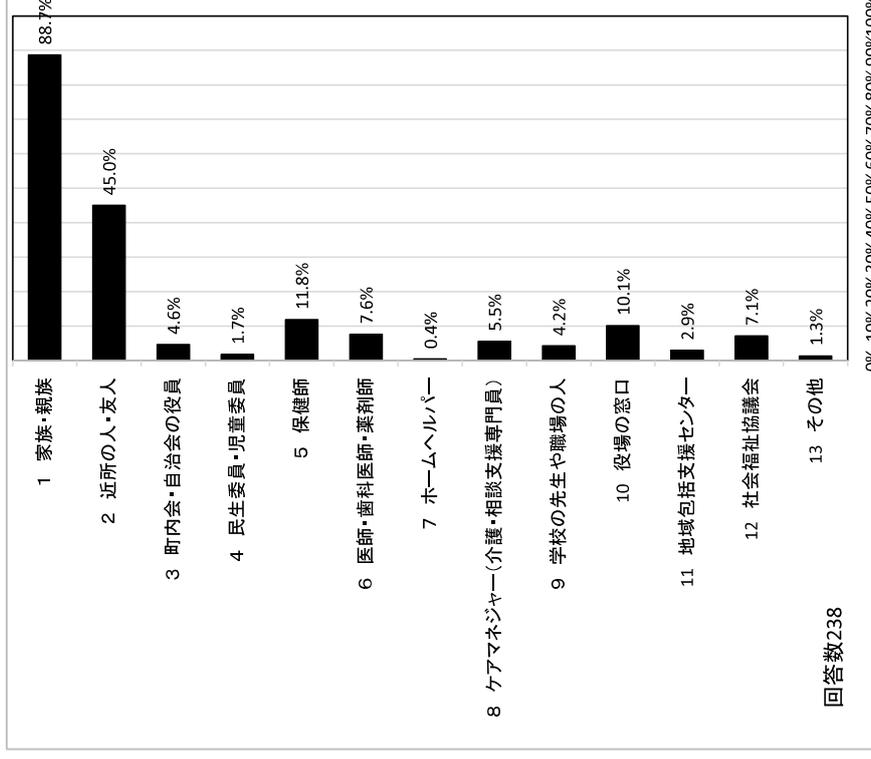
問13 あなたは、日常生活でのような不安や悩みを感じていますか。(あてはまるものすべてに○)

1 自分や家族の健康や介護のこと	103	43.3%
2 高齢になってからの一人暮らし	71	29.8%
3 移動手段(交通)に関すること	52	21.8%
4 福祉や介護サービスの費用負担	47	19.7%
5 世帯の収入や経済的なこと	50	21.0%
6 近所との関係	16	6.7%
7 育児や教育のこと	13	5.5%
8 医療体制のこと(救急医療など)	66	27.7%
9 地震や火事などの災害のこと	92	38.7%
10 地域の治安のこと	13	5.5%
11 その他	44	18.5%
12 特にない	36	15.1%



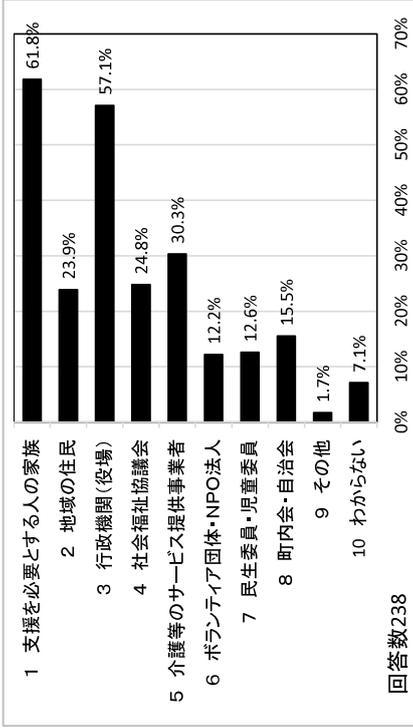
問14 あなたは、不安や悩みを相談する相手(機関)はいますか(ありますか)。(あてはまるものすべてに○)

1 家族・親族	211	88.7%
2 近所の人・友人	107	45.0%
3 町内会・自治会の役員	11	4.6%
4 民生委員・児童委員	4	1.7%
5 保健師	28	11.8%
6 医師・歯科医師・薬剤師	18	7.6%
7 ホームヘルパー	1	0.4%
8 ケアマネジャー(介護・相談支援専門員)	13	5.5%
9 学校の先生や職場の人	10	4.2%
10 役場の窓口	24	10.1%
11 地域包括支援センター	7	2.9%
12 社会福祉協議会	17	7.1%
13 その他	3	1.3%
・特にない		



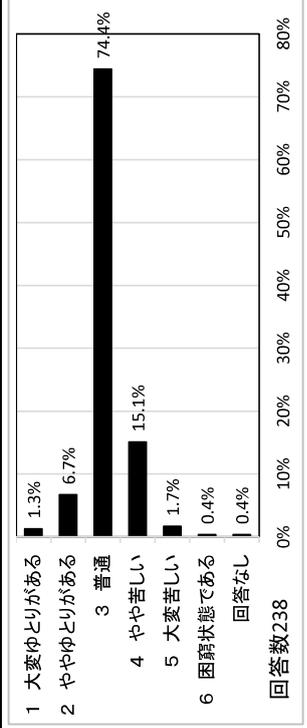
問15 日常生活において困ったことが起きた場合の必要な手助けは、誰がどこが行うべきだと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1 支援を必要とする人の家族	147	61.8%
2 地域の住民	57	23.9%
3 行政機関(役場)	136	57.1%
4 社会福祉協議会	59	24.8%
5 介護等のサービス提供者	72	30.3%
6 ボランティア団体・NPO法人	29	12.2%
7 民生委員・児童委員	30	12.6%
8 町内会・自治会	37	15.5%
9 その他	4	1.7%
・家の周りのポリタンクに水を溜めないで欲しい蚊の発生になるので		
・状況による		
10 わからない	17	7.1%



問16 あなたの家(世帯)における暮らしの状況(経済状況)を総合的にみて、どう感じていますか。(1つに○)

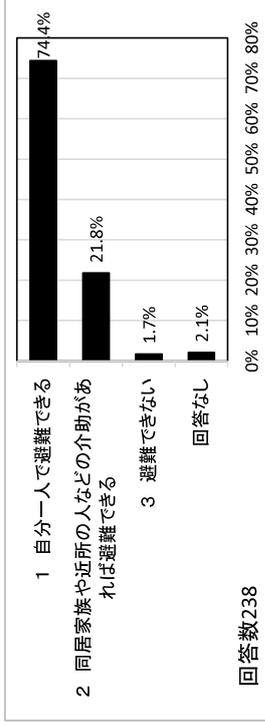
1 大変ゆとりがある	3	1.3%
2 ややゆとりがある	16	6.7%
3 普通	177	74.4%
4 やや苦しい	36	15.1%
5 大変苦しい	4	1.7%
6 困窮状態である	1	0.4%
回答なし	1	0.4%



災害時の対応についておうかがいします

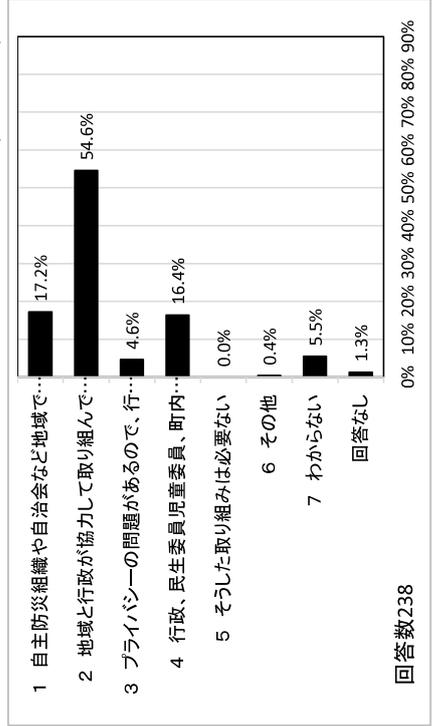
問17 地震や洪水など災害が発生した時、あなたはどのように避難しますか。(1つに○)

1 自分一人で避難できる	177	74.4%
2 同居家族や近所の人などの介助があれば避難できる	52	21.8%
3 避難できない	4	1.7%
・同居家族も自由に動けない		
・自分以外の人も避難させる為		
・家畜		
回答なし	5	2.1%



問18 災害が発生した時、自力で避難できない方など手助けが必要な方に対する支援の取り組みについて、あなたはどのように思いますか。(1つに○)

1 自主防災組織や自治会など地域で取り組んでいくことが望ましい	41	17.2%
2 地域と行政が協力して取り組んでいくことが望ましい	130	54.6%
3 プライバシーの問題があるので、行政が中心となって取り組んでいくことが望ましい	11	4.6%
4 行政、民生委員児童委員、町内会、社会福祉協議会の連携を深め、新たなネットワークを構築し支援を行うことが望ましい	39	16.4%
5 そうした取り組みは必要ない	0	0.0%
6 その他	1	0.4%
7 わからない	13	5.5%
回答なし	3	1.3%

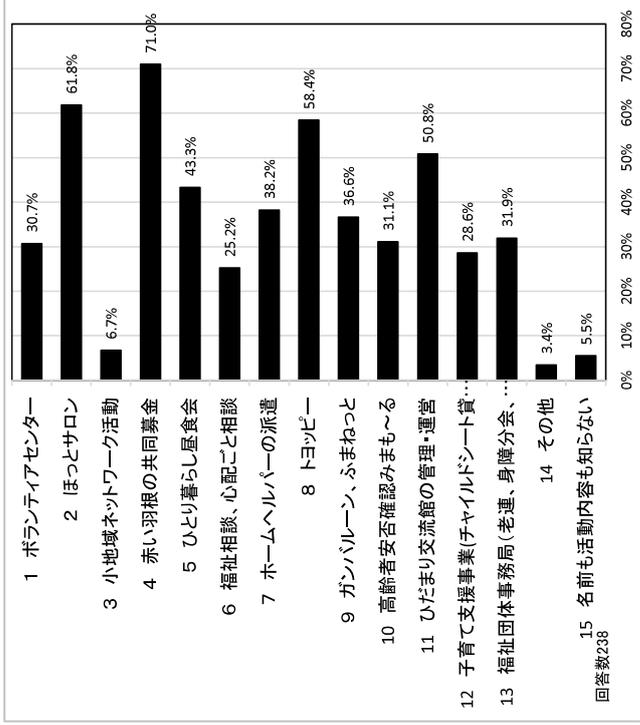


社会福祉協議会の活動についておうかがいします

問19 あなたは、豊頃町社会福祉協議会の活動を知っていますか。(あてはまるものすべてに○)

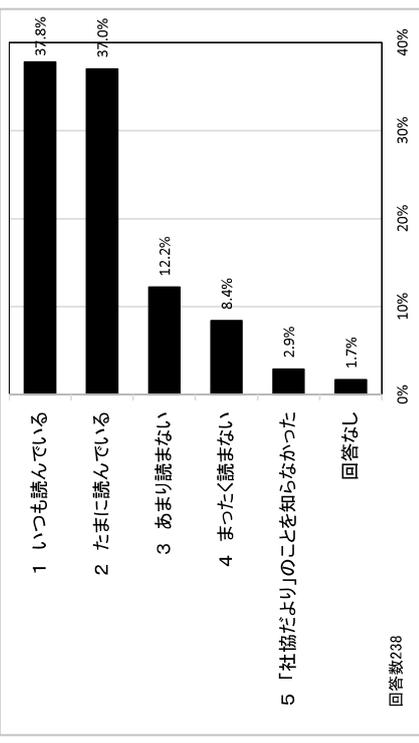
1 ボランティアセンター	73	30.7%
2 ほっとサロン	147	61.8%
3 小地域ネットワーク活動	16	6.7%
4 赤い羽根の共同募金	169	71.0%
5 ひとり暮らし昼食会	103	43.3%
6 福祉相談、心配ごと相談	60	25.2%
7 ホームヘルパーの派遣	91	38.2%
8 トヨッピー	139	58.4%
9 ガンバールン、ふまねっと	87	36.6%
10 高齢者安否確認まもへる	74	31.1%
11 ひだまり交流館の管理・運営	121	50.8%
12 子育て支援事業(チャイルドシート貸出など)	68	28.6%
13 福祉団体事務局(老連、身障分会、手をつなぐ親の会、遺族会、生かがいセンター)	76	31.9%
14 その他	8	3.4%
15 名前も活動内容も知らない	13	5.5%

- ・名前を知っているが活動内容を知らない
- ・日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付
- ・関係したことが無い
- ・配食サービス
- ・家の者に任せてあるので分からない



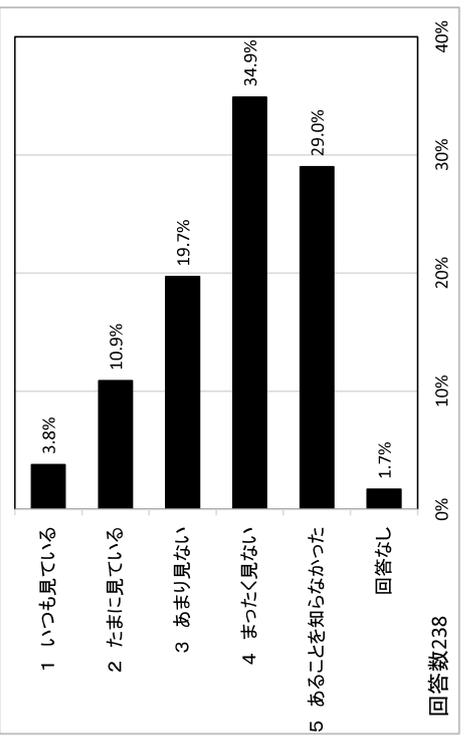
問20 あなたは豊頃町社会福祉協議会が町の広報誌と一緒に発行している「社協だより」を読んだことがありますか。(1つに○)

1 いつも読んでいます	90	37.8%
2 たまに読んでいます	88	37.0%
3 あまり読まない	29	12.2%
4 まったく読まない	20	8.4%
5 「社協だより」のことを知らなかった	7	2.9%
回答なし	4	1.7%



問21 あなたは豊頃町社会福祉協議会のホームページやフェイスブック、インスタグラムを見たことがありますか。(1つに○)

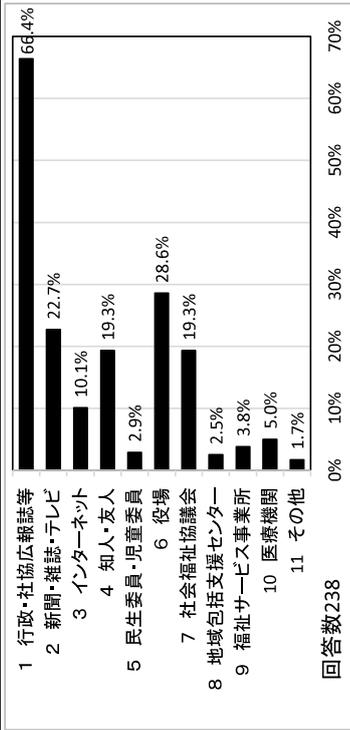
1 いつも見ている	9	3.8%
2 たまに見ている	26	10.9%
3 あまり見ない	47	19.7%
4 まったく見ない	83	34.9%
5 あることを知らなかった	69	29.0%
回答なし	4	1.7%



地域福祉施策についておうかがいします

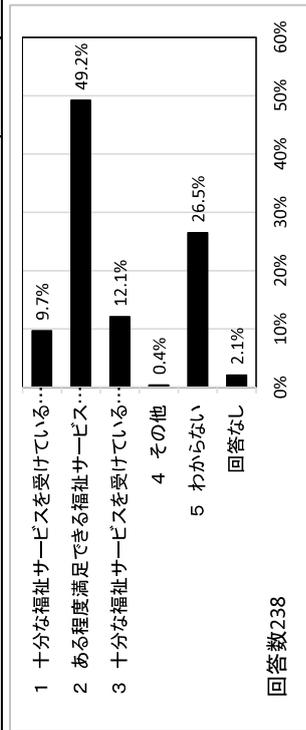
問22 あなたは、福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。(あてはまるものすべてに○)

1 行政・社協広報誌等	158	66.4%
2 新聞・雑誌・テレビ	54	22.7%
3 インターネット	24	10.1%
4 知人・友人	46	19.3%
5 民生委員・児童委員	7	2.9%
6 役場	68	28.6%
7 社会福祉協議会	46	19.3%
8 地域包括支援センター	6	2.5%
9 福祉サービス事業所	9	3.8%
10 医療機関	12	5.0%
11 その他	4	1.7%
・特になし		



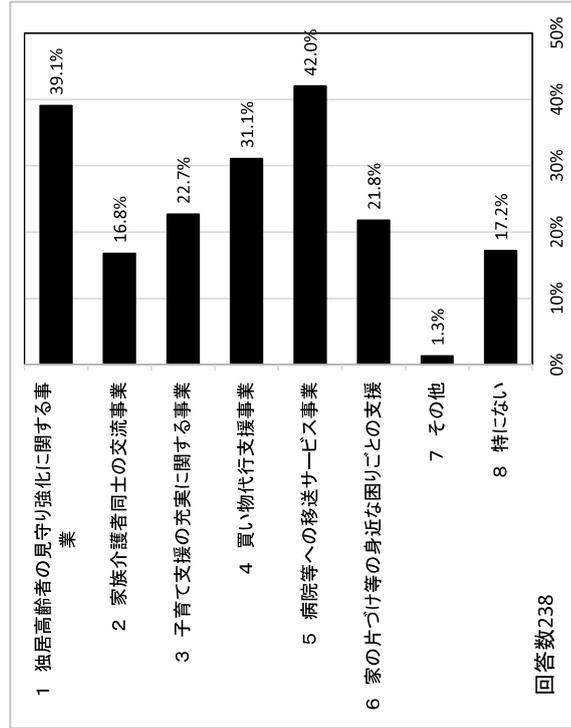
問23 あなたは、現在、何らかの日常生活における支援を必要としている人が、十分な福祉サービスを受けているとお考えですか。(1つに○)

1 十分な福祉サービスを受けていると思う	23	9.7%
2 ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う	117	49.2%
3 十分な福祉サービスを受けているとは思えない	29	12.1%
4 その他	1	0.4%
・不公平がある		
5 わからない	63	26.5%
回答なし		



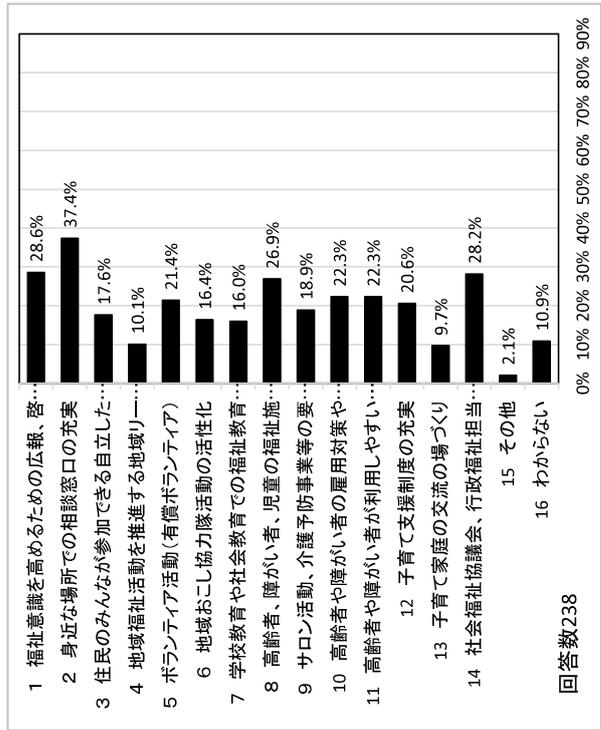
問24 あなたが、町内でこれから始めてほしい、またはあればよいと思う福祉サービスは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1 独居高齢者の見守り強化に関する事業	93	39.1%
2 家族介護者同士の交流事業	40	16.8%
3 子育て支援の充実に関する事業	54	22.7%
4 買い物代行支援事業	74	31.1%
5 病院等への移送サービス事業	100	42.0%
6 家の片づけ等の身近な困りごとの支援	52	21.8%
7 その他	3	1.3%
・帯広の病院に行けないので月1回でも池田に眼科が来る時バスを出して欲しいという声を多数聞く		
・スパーなどあれば良い		
・当事者では無いので現状は分らないですが困っている方達の必要としている事業があれば初めてほしいです		
8 特になし	41	17.2%



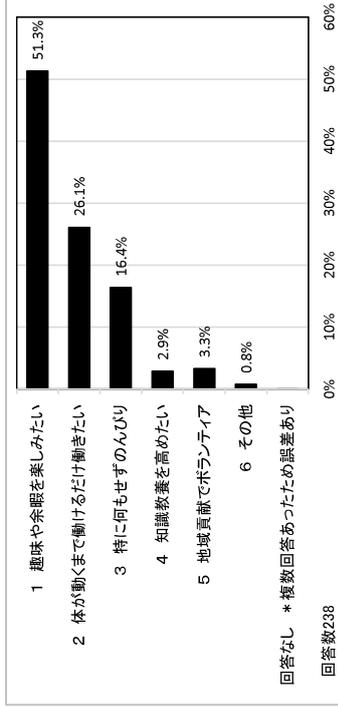
問25 みんなが助け合いながら安心して暮らすためには、特に今後どのようなことが重要だと考えますか。(あてはまるものすべてに○)

1 福祉意識を高めるための広報、啓発の強化	68	28.6%
2 身近な場所での相談窓口の充実	89	37.4%
3 住民のみんなが参加できる自立した住民自治の地域づくり	42	17.6%
4 地域福祉活動を推進する地域リーダーなどの人材養成	24	10.1%
5 ボランティア活動(有償ボランティア)	51	21.4%
6 地域おこし協力隊活動の活性化	39	16.4%
7 学校教育や社会教育での福祉教育の充実	38	16.0%
8 高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備充実	64	26.9%
9 サロン活動、介護予防事業等の要介護にならない支援の充実	45	18.9%
10 高齢者や障がい者の雇用対策や生きがいづくり	53	22.3%
11 高齢者や障がい者が利用しやすい道路など公共施設の改善(バリアフリー化)	53	22.3%
12 子育て支援制度の充実	49	20.6%
13 子育て家庭の交流の場づくり	23	9.7%
14 社会福祉協議会、行政福祉担当課、関係機関等との連携強化	67	28.2%
15 その他	5	2.1%
<ul style="list-style-type: none"> <li>・報徳授業の復活</li> <li>・こんな集まりやサークル、ボランティアがあるよ、と言う情報発信、分かれやすく目立つように特定の人にしか目に付かないのはざんねんなので</li> <li>・一人でも参加しやすいような雰囲気、魅力的な活動</li> <li>・当事者でないとなかなか現状を知ることができないので、広報誌だけではなくSNS等を利用し若い世代にも現状を知ってもらうきっかけがあるといいなと思います</li> <li>・自助の精神</li> </ul>		
16 わからない	26	10.9%



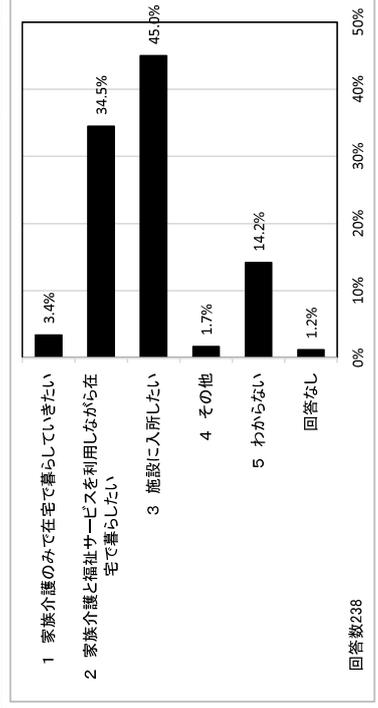
問26 あなた自身、高齢期をどのように過ごしたいと思っていますか。(1つに○)

1 趣味や余暇を楽しみたい	122	51.3%
2 体が動くまで働けるだけ働きたい	62	26.1%
3 特に何もせずのんびり	39	16.4%
4 知識教養を高めたい	7	2.9%
5 地域貢献でボランティア	8	3.3%
6 その他	2	0.8%
<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外で毎日パーティー</li> <li>・特になし</li> </ul>		
回答なし *複数回答あったため誤差あり	-2	-0.8%



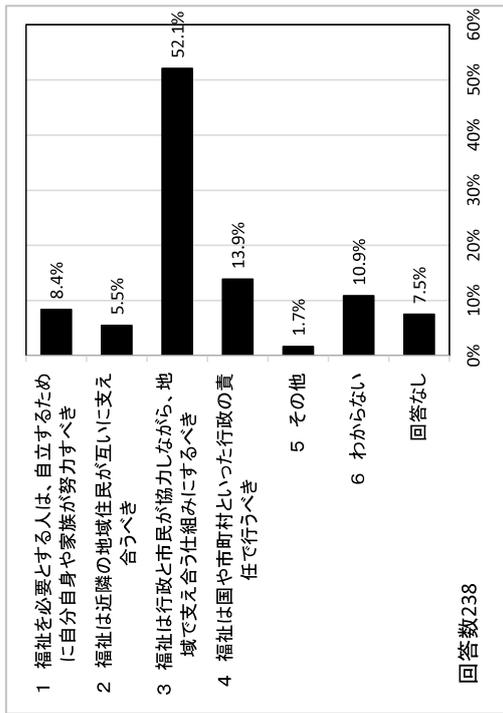
問27 あなたは、ご自身の終末期(もし、介護が必要になった場合)をどのように過ごしたいと思えますか。(1つに○)

1 家族介護のみで在宅で暮らしていきたい	8	3.4%
2 家族介護と福祉サービスを利用しながら在宅で暮らしたい	82	34.5%
3 施設に入所したい	107	45.0%
4 その他	4	1.7%
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族に負担をかけたくない、まだ考えたくない</li> <li>・安楽死</li> <li>・出来るだけ自分のことは自分でしたい</li> <li>・その時の状況により判断したいと思います</li> </ul>		
5 わからない	34	14.2%
回答なし	3	1.2%



問28 豊頃町の今後の福祉のあり方についてあなたはどのようにお考えですか。(1つに○)

1 福祉を必要とする人は、自立するために自分自身や家族が努力すべき	20	8.4%
2 福祉は近隣の地域住民が互いに支え合うべき	13	5.5%
3 福祉は行政と市民が協力しながら、地域で支え合う仕組みにするべき	124	52.1%
4 福祉は国や市町村といった行政の責任で行うべき	33	13.9%
5 その他	4	1.7%
・福祉は行政、社協町長が協力し合いながら地域で支え合う		0.0%
6 わからない	26	10.9%
回答なし	18	7.5%



問29 地域福祉に関するご意見やご要望がありましたら、ご自由にご記入ください。

(原文のまま記載)

<生活に関すること>

① 買い物等に関すること

高齢になるととにかく買い物、通院に大変困ります。町内になぜスーパーが無いのか？なぜスーパーを誘致しないのか？自動車の運転も不安になつていく年齢になり、この町で生活していく事に酷く不安を感じます。周りの町 幕別町、池田町、浦幌町には複数のスーパーやドラッグストア等が出店しているのに豊頃町にはなく非常に不便。豊頃町が補助金を出しても積極的に誘致すべき。

スーパー、ドラッグストア、病院の施設をしっかりと整えてほしい。いざ何かあった時不安しかありません。町としてしっかりと考えて欲しいです。よろしくお願ひします。

車のない高齢者の買い物支援を手厚く考えたいと思う。町内に食料品店が少ないのが非常にネックである。

町の商品券をもらっても使う店がなさすぎる(他の町なら町内で買える物が多い)

町の商品券をたくさん頂く機会があり大変有り難いのですが、使い道が限られていてわざわざ使おうとしないといけないのが悩ましいです。

他の町ではドラッグストア、スーパー、温泉など使い道がたくさんあって羨ましく思います。

スーパー・ドラッグストアなど生活に必要な施設がなさすぎる。

文房具を買う店がない(入学の時期しかなく、帯広に行く必要がある)

② 移動等に関すること

目、耳の病院をタクシーで乗ると、一回半しか行けませんよ。タクシー代は高いと思います。大津のコミセン、病院、美容室は足の悪い人達の送迎は何とかなりませんか。子供に習い事をさせてあげたいが送迎の時間がなくてやらせてあげられない。もっと使いやすいバスがあれば良いと思う。(利用したことがないし使い方がわかりません)

③ 医療等に関すること

病院に行きたいと思っても医療体制が整っていないので他の町の病院に行ってしまう。安心して使える病院になってほしい。

<地域活動に関すること>

① 集い、見守り

コロナで家で過ごす事が多い中で、どのように楽しみを見つければいいのか？

豊頃コミセン、中央コミセン等で週一でゲーム等近場での集いがあれば良いと思う。ほんの一部の人が利用する事が無いので一人でも多くの人があつた方がいい話をする憩いの場があると良いと思う。

日頃より、町内の福祉向上のために力を注いで下さりありがとうございます。

農村地域は、隣近所といっても離れているので、なかなか高齢者に声をかけることが難しいです。また、声をかけられる方も 気をつかわれると思います。

日常的に出入りのあるようなシステム(例えば、ヤクルトの無料配布)をしながら顔を見て話しをすることつなかりがもてるのではないのでしょうか。

(このような仕組みは、すでに行われているのかもしれないですね。)

色々ありますが助け合いや認め合う事が必要とお互い干渉すぎない事。老いてる自分も素直でありたいし、感謝する心を忘れずに過ごして行きたいと願っております。皆様いつもお世話ありがとうございます。

みまもーるは家族がお願いして守ってくれているのでしょうか。それとも歳とともにですか

②ボランティア

<p>ボランティアに関心があります。やりたいと思ってもどこにどうしたら良いかわかりません。今どんな事を必要としているのでしょうか？</p> <p>豊頃町ではどのようにボランティアを募集しますか？どのようなボランティアが必要と書かれたものを見たいと思いません。</p>
<p>ボランティアだと思います。内容がわかりません。</p> <p>幅広く募集してはどうでしょうか。例えば、ジャンル分けで家の中のこと、外回りのこと、話し相手、雑用等々自分の得意とするところを生かされたいと思います。</p> <p>年を取ってもどれだけの役にたきたいという思いは誰にでもあります。その思いを尊重して思いが実現できるような手助けを行政が積極的に取り組み、しくみづくりや実現させるサポートをぜひ、実施してもらいたい。</p> <p>高齢者の能力はまだまだ育てる事が可能です。</p> <p>今までの人生で培った知識や体験、能力などを生かす事ができるような高齢者の自己実現をサポートしていただき生き生きと高齢者一人一人が輝く時、豊頃町はすばらしい町になると思います。</p> <p>町内にホームヘルパーの必要数が足りているのか？個人情報を守れるように講習を受けて必要とする現場に、もちろん有償ボランティアとして支援して頂きたい。</p>

<行政や社協に関する事>

①介護に関する事

<p>施設入所希望されている方々の待ちがなくなれば良いなと思います。</p> <p>人口が減る中、もし介護が必要な時など支援事業の方に全て頼るのではなく少しでも自立できるような雰囲気があったら良いですね。</p> <p>近所に認知症の方がいる</p> <p>突然我が家に入ってきてよくわからない発言をしていた</p> <p>自分の家からわからない様子、夫婦二人暮らしをされている為す老老介護と思われる。</p> <p>以前から度々迷子になっているそう。</p> <p>この家庭に限らず、危険な運転をする老人、海や川が近いので徘徊するにもみられない。危険と思う方が多いです。</p> <p>高齢化は止まらぬので行政でも目をくばってほしい。</p> <p>近所から何か言うのは無責任でできない。</p> <p>ただ、ケガや行方不明・事故などは起きてほしくない。</p> <p>福祉に従事する人材の確保、専門知識を有する方、有資格者等が最大の課題と思います</p>
---

②将来のこと相談窓口、広報

<p>時の状況に必要な相談窓口を願います。</p> <p>コロナ過で高齢の方々の集まりも少ないと思いますが、多くの方が集まっている場所で広報活動をしてくれると情報を得やすくなると思います。</p> <p>社協のホームページ等を見られない方がサービスを必要としているのではないかと考えます。もし、私が困ったことがあったらどうするか、まず自分できちんとしようとして相談することがないと思います。こんな困りごとがないかと聞いてくれるといいな...</p> <p>それで、イラストで子育てや介護や障害で困っていたらどこに連絡するといいたいと分かるものがあるといいです。</p> <p>情報が(文字だけ)多いと分らないかもしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 町内の若い・中年層の引きこもっている世帯の実態はどうなっているでしょう。</li> <li>* 実際はどんな感じでしょうか。(高齢者安否確認みまも～君事業等・配食サービス事業)</li> </ul> <p>地域の高齢化が進み後10年もすると殆どの住民がこの地域から居なくなってしまうのかと思っ てしまいます。</p> <p>子育て中の方々がこの地域に住んでみよいかと思ってももらえる魅力的な町づくり(経済的にも)、雇用の確保(農林水産の特性を活かして)、企業誘致などどれもとても難しいことですが、成功している他の市町村のアイデアなど取り入れて頂きたいと思います。</p>
--

<その他>

<p>家の周りに絶対水を溜めておかないように、水の中で卵を産みます。皆で協力して発生を防止しよう。</p> <p>本当に困ったことがあって来たばかりで保健師さんしか知らなく話を聞いてもらいたい大変心強かつたです(こんな人も居るんだと思いい心が休まりました)</p> <p>わかりません。変わっていくことに期待しています。</p> <p>意見や要望を書いたところで何も変わらない。本当に変わろうとしているのかかわからない。</p> <p>今、幸せなのでありません。</p> <p>社会福祉協議会若い頃、ただ仕事で夢中になっていた頃、自分とは無縁の事と考えていたかも知れない。</p> <p>親の入院をきっかけに介護の事を学ぼうと講習を受けた。</p> <p>明日で終了という夜に義母は旅立ちましたが、母は私に大きな収穫を与えてくれたと思っています。</p> <p>次第に協議会と連なりをじかに感じて、今となっては主人もお世話になるようになり、心のきょうゆう、心の支えと思っています。今後もどうかよろしくお願ひします。</p>
---



# 地域座談会

## 意見交換会まとめ

開催日	対象地区	参加人数
令和4年 8月24日	大津・長節・湧洞・旅来地区	19名
令和4年10月14日	豊頃1区~3区・上幌岡・下幌岡・豊頃区・礼文内区・十弗西区	21名
令和4年11月16日 (午前)	中央区1区~3区・茂岩1区~6区	11名
令和4年11月16日 (午後)	統内・礼作別・農野牛・牛首別・二宮・安骨・背負地区	4名

<p>大津地区(大津・湧洞・長節・旅来地区)</p> <p>令和4年8月24日(水)10:00～</p>	<p>○タクシーが利用したい時に断られる事がある(悪天候や時間によって)</p> <p>そういった声も聞いているので業者側へ要望を出しているが、働き方改革等もあるとの事</p> <p>○災害に対する不安がある～身体が不自由で逃げるときにどうすれば良い?</p> <p>先日の防災説明会等で町が出来るハード部分(トンネル避難道路)を説明された、茂岩から20分かかると、初期初動の対応は近所の助け合いでカバーすることが好ましい</p> <p>平時からどの様に避難するか話し合いが必要ではないか</p> <p>○買い物について</p> <p>ジュエリーハウスの販売会はあるが品数が少ない、かける君も回数が減って週1回(土)だけになった豆腐屋さん(天ぶら)が水曜日帯広から来ている。業者が撤退しないように少しでも購入するようにしている。茂岩にセイコイ出来て良かった、ちょっとした買い物ができる</p> <p>○コロナに対する考え方は</p> <p>上手く付き合っていくしかない、対策をした上で町も社協も工夫しながら事業をしている</p> <p>○大津地域の支え合い</p> <p>地域が小さく固まっているので結束しやすい、若い方がボラに入ってもらって心強い世代間での助け合いや交流出来れば良い＝出来る事は子どもにも声掛けくらいかな…</p>
--	--

<p>豊頃・十弗地区(豊頃1～3区・幌岡・豊頃・礼文内・十弗西区)</p> <p>令和4年10月14日(金)10:30～12:00</p>	<p>○タクシー券の配布について</p> <p>交付枚数の60%使用率で、3月には駆け込み利用で増加する傾向</p> <p>北斗病院等行くと券が無くなるので、片道のみ使用したり、他の方と譲り受けたり工夫している</p> <p>○お元気サロンの参加人数が減っている</p> <p>サロン自体の参加者が年々減少、南町方面の方が少なくなっている、車の送迎したらくる?</p> <p>他のサロンではボラ送迎を行っている所もあるので、ボランティア同士で話し合いしても良いかも</p> <p>○運転の心配</p> <p>移動の問題は、町全体の大きな課題で役場内で協議する事となった</p> <p>○困り事の解決</p> <p>近所の方や友達には広まってしまいう可能性が有り言えない事もある</p> <p>相談したいが、役場は敷居が高い印象がある。</p> <p>○ひとり暮らし雪はねが心配</p> <p>福祉除雪は入っているが、担い手が不足し市街地は業者をお願いしている</p> <p>通常の除雪作業が終了した後に行うため、時間がかかってしまう事をご了承願いたい</p> <p>豊頃2区では企画課の地域づくり交付金を利用して地域の中で、高齢者宅の除雪をしている</p> <p>この様なケースもあるので皆さんの地域でも話し合いしてみても</p>
---	---

<p>市街地(中央区1～3区、茂岩1～6区) 令和4年11月16日(木)10:30～</p>	<p>○移動について →役場内 町全体の課題として検討を始めた        ～免許返納の時代、今のままでは安心できない        ～ゴミバス、タクシー土日運行を考えて欲しい、不便の声が聞こえる        ～町外への買い物や通院、池田町への通院        ～ついでに近所で乗せているとの声も聞く        ○高齢者の見守り        ～外出の少ない方へまごころ通信員が訪問        ～話し相手をお求めている声もある        ○役場、社協のギャップがあるのでは？        ～敷居が高く相談しにくい、地域にもっと出て声を聞いて欲しい        ～どこに相談したら良いのか分からない        ○商品券購入行列、インフル予約に沢山苦情の声がある →担当課へ        ○公的な物を何でもスマホにするのは無理がある、高齢者にも優しい対応を        ○最近は何も入らない方もいる、近所の若い人と会話が無い        ○防災関係 →担当課へ        ～防災無線が聞こえないのでスピードカーを増やせないか        ～各世帯に無線を配る等してはどうか        ～中央区水害時の避難場所に新しい学校などは対応しているのか        ～自主防災組織等で役場と連携し地域で出来る事をして欲しい        ～地震震度計と感じる震度が違う→地盤の良いところに設置しかなりの金額がかかる        ～茂岩栄町地域の下水の流れが悪くなる時がある        ○中央区つどいの場が欲しい、老人クラブはあるが人数が少ない →サロン等の検討したい</p>
--	---

<p>農村地域(統内、礼作別、農野牛、牛首別、二宮、安骨、背負) 令和4年11月16日(木)13:30～</p>	<p>○人口増減        ～子育て世代に魅力がある施策を考えると良いのでは        ～住宅の確保や食事の確保        ○人口増減高齢者の外出        ～老人クラブも会員が減っている、町バスも利用しているが出てこない        ～老人クラブに加入することに少し抵抗がある、現役で働いているため        ～地域の中で60過ぎたら自動的に加入になる方法をとっているらしい(牛首別)        ○買い物        ～商品券の使い勝手が悪い        ～統内は幕別、礼内に買い物に出します        ○移動        ～このままでは免許返納できない        ～タクシー券も予算のあることなのでこれ以上の追加は厳しい        ～お出かけバスの乗り方が分からない、利用が少ない        ○除雪        ～トラクターはあるが、壊してしまっただけだと考えたと手が出せない</p>
--	---

○豊頃町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 29 年 3 月 13 日

告示第 11 号

(設置目的)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条に基づき豊頃町における地域福祉の総合的かつ効果的な推進を図るため、「豊頃町地域福祉計画」(以下「計画」という。)策定を目的として、豊頃町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、豊頃町の地域福祉に対する総合的な施策について、調査及び検討を行い、計画を策定するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は 10 名以内で組織し、次の掲げる者をもって組織し、町長が委嘱する。

- (1) 保健・医療・福祉関係に携わる者
- (2) 各関係団体に携わる者(高齢者・女性・子育て・商工・産業など)
- (3) 町長が認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。

2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選による。
- 3 委員長は委員会を代表し会務を統括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初に開かれる会議は、町長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第 7 条 第 2 条に規定する所掌事務を行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の構成員は、町長が指定する。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(報酬等)

第 9 条 委員の報酬及び費用弁償については、豊頃町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成 3 年条例第 1 号)で定めるところにより支給するものとする。

(その他の事項)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(目的)

第1条 高齢者や障がいのある方、子どもを含めた全ての町民が、住み慣れた地域で安心して、いきいきと生活をおくることを目指し、行政が策定する豊頃町地域福祉計画と連動した豊頃町地域福祉実践計画を策定し計画の実現に向けて取り組むことを目的とする。

(策定委員会)

第2条 計画の策定にあたり策定委員会を設置し、委員は豊頃町地域福祉計画策定委員が兼ねるものとして、会長が委嘱する。

2 その他委員の任期等詳細に関しては、豊頃町地域福祉計画策定委員会設置要綱に準ずるものとする。

(評価)

第3条 計画の進捗状況の確認や次期計画の策定のために、年度ごとに事務局及び行政担当者と内部評価を行い、理事会に報告する。

(その他)

第4条 この規定に定めるもののほか必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この規定は平成29年4月1日から施行する。

## 豊頃町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

区 分	所 属 団 体	職 名	氏 名	備 考	
福 祉	豊頃町民生児童委員協議会	会 長	鈴 木 一 男	策定委員会 副委員長	
福 祉	豊頃愛生協会	施設長	金 川 正 次		
医 療	豊頃町歯科診療所	所 長	夏 野 伸 一		
各 団 体	高 齢 者	豊頃町老人クラブ連合会	会 長	島 守	
	障 がい	豊頃町手をつなぐ親の会	副会長	宮 脇 直 美	
	福 祉	豊頃町ボランティアセンター 運営委員会	委員長	熊 野 幸 雄	策定委員会 委員長

【任期：令和4年7月27日から令和5年3月31日まで】



第2期  
豊頃町地域福祉計画  
豊頃町地域福祉実践計画

令和5年3月

編集・発行

◆豊頃町福祉課福祉係

〒089-5392 豊頃町茂岩本町125番地

TEL：015-574-2214（直通）

◆社会福祉法人 豊頃町社会福祉協議会

〒089-5313 豊頃町茂岩栄町102番地（福祉センター内）

TEL：015-574-3143